

第三十八回 参議院文教委員会會議錄 第二十三号

昭和三十六年四月二十七日(木曜日)
午前十一時四十四分開会

委員の異動

本日委員平島敏夫君及び野上進君辞任につき、その補欠として二見基郷君及び安部清美君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 平林 剛君
理事

委員

北畠 教真君
近藤 鶴代君
野本 品吉君
豊瀬 禎一君
安部 清美君
井川 伊平君
杉浦 武雄君
高橋進太郎君
千葉千代世君
矢嶋 三義君

國務大臣 文部 大臣 荒木萬壽夫君
政府委員 経済企画庁 総合計画局長 大來佐武郎君
文部省初等中等教育局長 内藤三郎君
事務局側 常任委員会 工業 英司君
専門員

説明員 文部省 大学 村山 松雄君
学術局 大学 課長 有馬 元治君
労働省職業安定局 職業訓練部長

本日の會議に付した案件

○市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(平林剛君) ただいまより文教委員会を開会いたします。

まず、委員の異動につき御報告いたします。

本二十七日、平島敏夫君及び野上進君が委員を辞任され、その補欠として、二見基郷君及び安部清美君がそれぞれ委員に選任されました。

以上であります。

○委員長(平林剛君) 次に、委員長及び理事打合会の経過につき御報告いたします。

開会前、理事会を開き協議いたしました結果、本日はまず、市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案を議題として調査を進め、次いで、国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法案の審議を行ない、なお、その後、女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部を改正する法律案及び学校図書館法の一部を改正する法律案の審議を行なうことに決定いたしました。

また、国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法案につき、参考人を招致する件及び愛媛県教員の人事異動に関する件につき、証人または参考人を招致し、意見を聴取する件につきましては、本日、適当な時期に理事会を開いて協議いたすことになりました。

以上、理事会の決定通り本日の委員会を運営して参りたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(平林剛君) 御異議ないと認めます。さよう運営して参ります。

○委員長(平林剛君) 市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の通告がありますので、この際発言を許します。千葉千代世君。

○千葉千代世君 実はこの前に人事院規則の資料を要請いたしましたんですが、今手に入りましたので、ちょっと調べておりますので、次の質疑者にかわっていただくようお願いしたいと思います。

○矢嶋三義君 ただいま議題となっております市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案、これが市町村立の高等学校の定時制課程の授業を担任する教員に支給される初任給調整手当、これを各都道府県の負担とするという趣旨で、まことに適切な法案だと思えます。ただ問題は、初任給調整手当そのものと、この初任給調整手当をいかなる人に支給するかという

のが、本法律案の審議すべき眼目と相なると思えます。従って、その点にピントを合わせて、前回の委員会に引き続いて若干伺いたいと思うのです。

それに入る前に、市町村立学校職員給与負担という立場から、前々回の委員会でも文部省側が答弁された事柄と相反する事柄が市町村に起こっているという点についてただしたいと思えます。

それは、四月一日から地方財政法が改正されて、父兄の負担の軽減をはかる、それで市町村立——公立学校に勤めている職員の人件費をPTA負担にしている、校舎の修繕費、これも公費負担でやらなければならない、PTA負担に依存してはならないといった法の改正に基づいて、政府としては措置をした。具体的には修繕費関係で、施設費関係で三十一億円、人件費関係で八億円、合計三十九億円の処置をしたこと

によって、施設関係はともかくとして、現在公費負担でないPTA等の負担で雇われている職員、約一万三千人の公費負担への切りかえは可能だと、責任をもつてそういう地方財政計画の策定をいたしたので、責任をもつて助言と指導をして実施させ得る自信がある、これが従来の答弁であったのです。

ところが、若干の市町村にてこを入れて見たところが、まことに遺憾なことが起こっている。それは、たとえばPTA負担で雇われておったところの学校図書司、あるいは給食調理員

に対してPTA負担ができなくなったからといって、首切りをやっている。それで学校図書司がいなくなったから、子供も不便だと、それで一般教科の先生が手助けしなければならぬという事態が起こっている。完全給食を実施するにあたって、小学校九百、中学校七百五十まで三・五人ということが出たけれども、PTA負担の調理婦があつたのが首切られたから不足になって、お母さんが手伝いにくるという事態が起こっている。これは私は地方財政法の改正の趣旨と全く逆なことが起こっていると思う。こういう点について文部大臣はどういう見解を持って、どういふ責任を持たれるのか、あなたの方が虎の門の文部省でペーパー・プランをこしらえて、そして国会で責任ある答弁をしているのと、全く違った事態が市町村段階に起こっているという点については、文部大臣として私は何らかの責任があると思うのです。それからまた何らかの是正措置というものを早急に打たれなきゃならぬと思う。首切りですね、それから昇給ストップ、その理由としては、法が改正されてPTAが負担することができなくなつたんだからという、この理由でそういうことが行なわれているのです。いかがでしょうか。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 制度としては改善されたことを疑いませんが、現場の実施面において、その制度の趣旨のはき違え、もしくは不徹底のため

に御指摘のようなことが起こっている

第六部 文教委員会會議錄第二十三号 昭和三十六年四月二十七日【参議院】

かと想像するのでございます。でございますから、自治省とも連携をとりまして、その趣旨の徹底をはかり、今御指摘のようなことが起こらないように極力措置をしたいと思ひます。

○矢嶋三義君 私は具体的なものをお願いしたいんですがね。市町村自治体は財政的に、都道府県の場合もそうですが、格差がありますよ、確かにね。だからこれを財政の調整をやるということとは大事なことで、私は自治省の事務当局の見解は正しいと思ひます。しかし、曲がれる政治力が入って、この格差の調整、是正をやらない、実際に行なわれないという点は私非常に遺憾に思ひますが、そういう事態が解決されないにしても、この格差があるにしても、こういう法の改正が行なわれ、ともかく文部省はデータをもつて三十九億という交付税の積算をして、そして法律はできて、そして地方財政の財源にしても、ことしの地方財政計画からいえば相当——相当というよりも大幅にふくれていますよ。それぞれ自治体に差があるにいたしても、地方税の増収というものもあるわけですね。だから私は、それで地方自治体が苦勞なく完全にやれるというような、そういう大蔵官僚みたいなことは言わないです。文部省と自治省のこれに対する対処が不十分だということを私は指摘しながらも、少し自治体の受け取り方も私は若干反省する必要があるんじゃないかと思ひますね。それは根本は、やはり文部省と自治省の統計上の数字に的確な把握と、それから適正なる単価、補助単価等の設定、そういう点に誤りなきようにして、大蔵省との間に調整をして、適切な数字を

計上するということは大事だと思うのです。それを不十分だということは第一条件にあります。しかし、四月一日から法を改正せられたとたんに、当該者にしてみれば、自分たちは今まで身分も安定であった、それから公費負担ではなく肩身も狭いし、低賃金であった。しかし、かりにこれがわずか六千円というような、こういう低賃金にしても、身分が安定して、公費負担に切りかえられる法の改正によって喜んだと思ひます。ところが、現実にはこれを逆手を使って、PTA負担ができないことになったから、あなた方が働いている仕事は大切だけれども、おやめ下さい、そういうようなことは私は言語道断だと思ひます。一体、文部大臣は、中央の内閣段階においてどういふふうに善処されるのか。また文部大臣として持っている権限を行使して、具体的にどういう是正に対する行政措置を指導なされるようとするのか、内容と期日とをあわせて具体的にお願いしますと思ひます。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 今お答え申し上げた通りのことをやりたいと思ひます。何と申しましたも現実問題でございまして、ことにそれは地方自治体の権限下にありますこととございまして、自治省との連絡の上においてその具体的問題を把握しつつ、一たんそういうことになって参りましたも、正しい道筋に返すということを目標に具体的な努力をしなければいけないかと思ひます。先刻申しましたような措置を講じたいと思ひます。

○矢嶋三義君 具体的に伺ひますが、財政法の改正があったからという理由

で、昭和三十六年三月三十一日現在教育の場において働いておった職員を首切りするというようなことはあつてはならない。そういう助言と指導の通達を一つとつていただきたい、当然だと思ひます。これいかがですか。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) PTA負担であつたものが、負担の關係で、PTAの關係で首切られるのはこれは当然のことでありまして、それを實質上公共団体の責任において首をつなぐという具体的措置が講ぜられない、努力がされてない、あるいは趣旨の不徹底というところに当面の原因はあろうかと思ひます。従つて、繰返し申し上げますように、現実問題としての理解を深め、具体的措置をさせるように指導する、こういうことであらうと思ひます。

○矢嶋三義君 そこで私は具体的に伺つておきたい。あなたの方では氣にされるかと思ひますが、文部省の出方次第では、市町村当局としては二百億何がしの税外負担をわれわれに負わせておいて、そして五カ年計画で解消するのだ、そんななまぬるいことを文部省はいつておいて、何をわれわれにいうかと反論するかもしれない。私はこの反論は憲法上からいって、文部省は甘んじて受けなければならぬと思ひます。文部大臣の答弁においても二百二、三十億のPTAにおいて税外負担が行なわれているというのですからね。だからその反論はここから出てくるでしょう。しかし、この立法の趣旨からいって、四月から逆に首切が始まつてきたということは、法改正の趣旨と、それから地方財政計画を立てるとき政府の基本方針からして、

自治体はそういうことをやらないようにしてほしいという意味の注意、勧告と助言、指導は具体的に私はなされるべきだと思ひます。場合によつたら私は政治的にこの法案に反対いたしますよ。今のわが国の市町村と國との關係から高等学校の人件費負担というものは、筋からいって例外的なものです。定時制教育の重要性と市町村の財政等の点を國會においても國において特に顧慮して、そしてこれを県費負担にしているわけです。特例的な扱い方をしているわけです。それで今度の初任給調整手当がつくようになったからといって、その面についても、県費負担という特例的な手当てに準じてやろうというのでこの法案が出てくるわけです。不十分ながらも、ともかくその筋だけはかように通してやつてきているわけです。しかるに、一方では政府の不十分はともかく、さつきから言うように、第一段階にあるにしても、このための法の改正が行なわれた。本年度の地方の財政の運用が始まったとたんに、PTAで出せなくなったからといって、裏の話を使得、教育の場に必要の職員の首切りをやつてくるというのでは私はどうしてはめんどろみるのはやめなすよ。私はそういう点をやめさせる責任が文部大臣にあると思ひます。そこで数字をばいじで、どうしてもやつぱり二百億以上の税外負担が市町村にあることは、不可能だ、無理だ、これは出てくるでしょう。数字は、これは國の責任です。憲法の義務教育の無償という点からの責任です。それから池田内閣の公約不履行ということになるわけですよ。

だからそれはそれなりに、また三十七年度の予算編成作業を始めるのだから、その段階で誠心誠意努力する。その点は私は市町村に對しても文部大臣は誓つてよろしい、誓うべきだと思ひます。しかし、当面火のついた問題としては、現に首切り等が始まつて、言い渡された人がある。そういう点については、法の改正等からいって遺憾である、だからそういう点はやめてほしい、という意味の通達による行政指導を文部大臣にしたい。私はその義務があると思ひます。その具体的な点についてお答えいただきたいと思ひます。初中局長、いかがですか。

○政府委員(内藤三郎君) この法律が本年の四月一日から改正になつたわけでございますので、先ほど大臣がお述べになりましたように、趣旨の徹底を欠いておつた点もあらうかと思ひます。文部省としては、昨年来あらゆる機会に公聴会あるいは市町村の教育長、道府県の教育長また委員長等におきまして、この点はぜひぶんのすつばくなるほど説いて回つたのですが、現実にはまだ徹底しないから今御指摘になりましたように、この法律改正の趣旨を逆用したうらみもなきにしもあらずだと思ひます。まず第一に、自治体を調査してみたいと思ひます。その調査の結果によつて、御指摘のような事態がありますれば、これは極力是正に努めたいと思ひます。

○矢嶋三義君 重ねて私ははつきり御確認願つておきたいのですが、昭和三十六年三月三十一日現在、教育の場において、公費負担でなくて働いておられた方々、文部省の数字では約一万三

千人というのですが、こういう方々の公費負担への切りかえは必ず行なえるように、行政指導するという点、文部大臣、御確認願います。

○国務大臣(荒木高壽夫君) 今御指摘のような趣旨の通達はずでに出しております。今後ともそういう趣旨で注目して参りたいと思います。

○矢嶋三義君 内藤局長にこの点について最後に伺っておきますが、もし、具体的にある市町村にそういう具体的なことがあるということがはつきりいたしましたならば、そういう具体的な市町村を相手に文部省でもそれ特定して、都道府県教育委員会を通じて適切な助言と指導をしていただだけますね。

○政府委員(内藤三郎君) そうしたいと思ひます。

○矢嶋三義君 では、この点はこの程度にして、次に、初任給調整手当が今度出るといふことになりましたので、少し私の疑問点を伺いたいと思ひます。

夜間の定時制高等学校の校長ですね。この人は手当としてどういう手当をいただくことになりますか。手当全部です。

○政府委員(内藤三郎君) 手当は、校長管理職手当が現在までのところ七%であります。まあ本年一%の増額をいたしましたので、この人事院規則が出れば八%になるわけでありすが、現在のところは七%。定通手当が本来ならば七%でございますが、全日制の校長をいたしておりますので、定時制の方をかねておられる校長、こういう場合は一二%にいたしましたわけでございます。

○矢嶋三義君 事務当局の方、その数字間違っていないせんか、一二%でいいですか。

○政府委員(内藤三郎君) 一二%で間違いないと思ひます。本来ならば七%いって一四%になるところでございすが、一四%では他の者との均衡を考へまして、一二%に押えたわけでございます。

○矢嶋三義君 今のあなたの答弁は管理職手当が七%として計算したわけですね。

○政府委員(内藤三郎君) さようでございます。

○矢嶋三義君 だから今度八%になれば、マキシマム一三%、かようなことになるわけでございますね。

○政府委員(内藤三郎君) さようでございます。

○矢嶋三義君 じゃあ、次に、たとえば昼間のみ、あるいは夜間のみ、定時制、独立校ですね、こういう学校の校長は手当はどうなりますか。

○政府委員(内藤三郎君) 昼間のみ場合は、それは七%でございます。これは全日制の場合でございます。定時制の場合には、定時制の手当が七%、それから管理職手当が七%でございます。都合一四%になるはずでございますが、これは本来校長の職務が管理職としての職務が中心でございますので、この場合には校長の管理職手当七%と、今の定時制手当の七%のうち、三%だけを対象にいたしました。しかし一〇%に制限したように記憶しております。

○矢嶋三義君 そうすると、前の定通手当五を後者の場合は三と二下げてあるわけですね。それはどうい理由でござい

すか。

○政府委員(内藤三郎君) 全日制の高等学校で、それが定時制を兼務しているという場合には、全日制の本務のほかに、定時制を兼務しているわけですが、その場合と、今度は本来定時制の夜間の学校の校長であつて、定時制教育をする、これは当然のことなんです。そこで、その均衡を考えますと、片一方は全日制をして、夜間の定時制の校長をかねておられるという場合と、それから、本来定時制の学校で、校長をして、定時制に兼務する、校長をして、定時制に兼務するものがあるのございまして、これに管理職手当を支給いたしておりますから、昼間の教頭が夜間の定時制の教頭を兼ねておられる人はいないわけですね。

○矢嶋三義君 今まで伺った点について、ことしから校長が八%で、教頭が七%ということですから、今二つの場合をあけましたね。その二つの場合について、今校長のことを伺ったのですが、教頭の場合になつたならば一%差があるというわけですか。

○政府委員(内藤三郎君) さようでございます。

○矢嶋三義君 そうすると、昭和三十度六會計年度からは、学校長の場合は最高一三%から最低八%、教頭の場合は最高一二%から最低七%、こういうことになるわけですね。

○政府委員(内藤三郎君) 校長の場合にはお説の通りでございますけれども、教頭の場合は、実は定時制には定時制主事というものがございまして、その定時制主事が教頭の役割をいたしておりますので、この定時制主事には七%の定時制手当を出してあるわけでございますから、ちよつとそこ

ろは違ひうわけでございます。つまり校長並みの一〇%になるわけでございます。

○矢嶋三義君 昼夜間の定時制高等学校の教頭は一二%もらうことになりませんか。

○政府委員(内藤三郎君) 昼夜間の学校で、お説のように教頭が両方を兼ねておれば理論的にはそうなるはずでございますけれども、現実の問題としては、教頭は全日制の方をやっておりまして、定時制には定時制主事という別の教頭に相当するものがあるのございまして、これに管理職手当を支給いたしておりますから、昼間の教頭が夜間の定時制の教頭を兼ねておられる人はいないわけですね。

○矢嶋三義君 いわば一二%はあり得ないわけですね。

○政府委員(内藤三郎君) さようでございます。

○矢嶋三義君 そうすると、産業教育振興手当は校長に支給される場合があると思いますが、ありませんか。

○政府委員(内藤三郎君) これはないのです。

○矢嶋三義君 そうすると、教頭に対してはありますか、ありませんか。

○政府委員(内藤三郎君) 教頭も管理職でございますので、ないのが原則でございます。と申しますのは、産振手当は二十二時間の授業——実習を含んだ授業と付随業務が入るわけでございます。そのうち十二時間——半数以上は実習と、こういうことになりまして、教頭職といふのは管理職として非常に重要な職でございますので、産振手当の対象になる授業の分量を行なうことが困難ではな

うかと思ひますので、原則的にはない。しかし、例外的にあり得ると思ひます。

○矢嶋三義君 例外的にあつた場合は、最高幾らになりますか。

○政府委員(内藤三郎君) 例外的にそういうことが万一あるとすれば一四%になるわけでございます。

○矢嶋三義君 次に、産業教育を行なっている学校、しかもその学校に定通教育が行なわれるという場合に、先生方はどういふ手当をいただきますか。

○政府委員(内藤三郎君) 定時制の産業教育の学校、こういうお尋ねのようには思ひますので、この場合に定時制通信教育手当で全部に七%の手当が出るわけでございます。それから、その中で産業教育の農、水、工の実験実習を伴う授業をしている先生、しかもその時間数が二十二時間以上をやつておる先生につきましては七%の産振手当が支給されるわけでございます。

○矢嶋三義君 そうすると、最高七%より上ありませんか。

○政府委員(内藤三郎君) その手当が平均になりますから最高一四%になるわけですね。

○矢嶋三義君 その学校の、たとえば物理とか英語とか数学の先生は手当何%ですか。

○政府委員(内藤三郎君) 夜間や定時制の場合は全部最低七%になつているわけでございます。

わっている方だけが七%いたで、他の教科、たとえば物理、化学、数学、それから英語、国語等、体育、保健はもちろんのこと、こういう先生方は一切手当がないと、こういうことで

○政府委員(内藤三郎君) さようでございます。

○矢嶋三義君 そうすると、初任給調整手当が出て参るといふと、たとえばここで機械科の先生が初任する場合です、この人は手当をどういう種類のを合わせて貰いたいですか。

○政府委員(内藤三郎君) これは工業だけでございますが、工業の先生は産振手当は七%つくわけでございまして。そのほかに初任給調整手当が三年を限って二千円、千四百円、七百円と漸減していくわけで、三年間だけはそれだけこぶがつくような格好になるわけでございまして。これはあくまでも工業教員に人材を確保するという趣旨のものでございまして。

○矢嶋三義君 それでは具体的に伺いますが、卒業当時就職した場合の初年度、まあ具体的に四月といひますかね、この四月にたとえば機械、電気と、そういう方面を専攻して工業高等学校の先生になった方の国立学校における初任給幾らになりますか、合わせて。

○政府委員(内藤三郎君) まあ税金の関係等もありますから、ちょっと私も計算しにくいのですが、問題は一万二千八百円かける七%が手当になるわけでございまして。そのほかに地域給がございまして二〇%から〇%までの地域給があるのです。それに初任給調整手当が卒業して第一年目なら二千

円つくわけでございまして。

○矢嶋三義君 だから四月から二千円だな。

○政府委員(内藤三郎君) さようでございます。初任給と申しますのは一万二千八百円ですから、あとは手当でございますからこの点は分けていただきますか。

○矢嶋三義君 暫定手当というのは教科に、担当の科目に限らず同じように出ますからね。これはまあ抜きにして、初任給の本俸と初任給調整手当と、暫定手当で約一万五千七百円ぐらになるわけですね、計算してみますと、初任の物理の先生はそれより約三千円安くなりますね。どうですか。

○政府委員(内藤三郎君) 一万二千八百円が本俸でございます。あとは暫定手当がプラスされるわけであります。

○矢嶋三義君 では文部大臣に伺います。本年度です、工業高等学校に限らず、普通科の高等学校もそうです、全日制、定時制を問わず、高等学校の理科の教員の充足状況はいかようでございますか。どういふ報告を受けておりますか。

○国務大臣(荒木高壽夫君) 数字的にどうも弱くて具体的なことを記憶いたしません、大体所要の数は充足し得ていると記憶いたしております。

○矢嶋三義君 内務局長、どういふ認識を持っておりますか。

○政府委員(内藤三郎君) 多少他の教科に比べましては採用が困難でございますけれども、著しく困難という状況ではございません。

○矢嶋三義君 ちょっとそれは認識を誤っているんじゃないですか。多少というんですかね。最近ある新聞に「足りない理科教員、スカウトや追試験採用」という記事が出ていましたので、私切り抜いて保存しておいたのですが、これを見ますと、県名まであげて、ここに特殊に書かれてありますが、東京都はさすがに東京の名前のなせるわざかということ、わりにいい数字を出してあるのですが、他の県はひどいですね。この記事を見ると、栃木県なんか特にビックアップして書いてあります。神奈川県も取材してあるのですが、第一次試験の受験者が少なすぎて、採用基準を低くしても必要数に足らなかった。異例の再試験をすで行なっている。年令制限も撤廃して、それでもなおかつたのだと、数県県名を特定して、書き出した追試験採用」というので書いてあるのですかね。これはこの新聞社のアンテナを通じて編集したものだと思ふか、そうそう関連したものだと思ふか、思うのですが、あまり苦勞しないか理科の教員の充足ができたというこの文部省の判断は間違っているんじゃないですか。

○政府委員(内藤三郎君) 過去三カ年間の平均で、人事院は調査したわけでございまして。過去三カ年間の平均を見ますと、遺憾ながら数字が四・四倍、理科が八・六倍の供給になっておるのでございます。ですから一がいに今非常に不足しているとはいへませんが、特に本年は矢嶋委員御指摘のように、だいぶ困っているような状況は聞いているわけでございます。ですから

来年以降になりますと供給困難という事情が起きてくるかもしれないし、またこの初任給調整手当の問題も考慮される課題かとも思うのでございまして、本年はこの対象には入らなかつた、こういうことでございまして。

○矢嶋三義君 だから私はこの間から調査の仕方が間違っているんじゃないか、ないかといったのですがね。統計というものは調査の仕方次第によつてどんなものでも出てくるのですよ。大休過去三カ年の統計をやつたとは何事ですか。どういふわけでそんなのを文部省熱しているのですか。日本の経済の伸張状況と、それに伴う人材の需要供給というものは、これは相関関係によつて急激に動いているのですよ。昭和三十六年度の時点で給与政策上問題があるかもしれぬ初任給調整手当というものが必要だといふ結論に達したのに、これはすべて過去三年の統計をとるというセンスは全くなつてないです。

ね。普通統計とる場合は、それは一年じゃだめで、三年とか五年とりまうけれども、しかし、その動きを見たらなければ、あなた、日本の経済の成長率を見てごらんない、あるいは日本の鉱工業生産のこの動きを見てごらんない。三年前と過去一年とはどういふ変化を来たしているか、これは密接な関係がありますよ、あなた、過去一年から一年半です、飛躍的に日本の鉱工業生産の指数が上がつてきたり、人材不足が非常に告げられてきたのは、大体の見通しが立ちながらも具体的な数字が出てきたのはそうですよ。それで昨年の人事院報告にこれが出てきた、調整手当というものが、そのうなると、現在どういふ職種、あるいは

は教員の場合にはどういふ学科学科目の需要供給関係がいかによくなつていかというの、一番信頼すべき数字は過去一年です、一番信頼すべき数字は。これは恒久的な制度じゃないのですから、初任給調整手当というのはやめようと思へば、いつでもやめられる、調整がつくわけなんです。その一つのバネとして用いられている。だから使つたならば過去一年のものを使わなければだめです。何のために現在と非常情勢の違う過去三年間まで統計をとるか、これ、文部省熱しているのはおかしいんだ、私は。きのう滝本さんとき、過去三年というの、私は、私は聞き落としたのか気づかなかつたかもしれないけれども、どうもおかしいと思つておつたのですが、今初めて過去三年というのを聞いた。この点に対する荒木文部大臣の見解を聞いておきたい。

それから先は出ていますように、物理、数学の先生が一緒に大学を卒業して、この法案でいへば、市立高等学校、そこに就職した場合に、初任給でその初月の所得、給与で約三千円の差があるのですよ、これは大きいですよ。成人の給与の三千円といへば、そう大したウェイトでないですけども、日本の公務員の方々の初任給といふのは非常に安い、その安い中の三千円ですからね、約あなた一万五千円の給与所得の三千円といへば二割ですからね、これは大きいですよ。しかもそれが機械とか、土木とかを研修したというのと、物理、化学を研修した、数学を研修したというだけで違うのですよ、これは問題がないのですかね、文部大臣これは法律事項でないで

○千葉千代恵君　そうしますと、薬学科についての採用困難性は大体何パーセントぐらいなのでしょう。相当九〇％に近いのではないかと、これは私の想像でございますけれども、いかがでございますでしょうか。

○政府委員（内閣省三郎君）　これは人事院が規定いたしましたので、その公

務員に希望する者がどの程度充足されておるかという点につきましては、ここに資料を持ち合わせておりませんので、後刻、人事院に伺ってから御回答いたしたいと思ひます。

○千葉千代世君 先般、人事院では、この内容については、文部省と連絡し合つてきめたということをおっしゃいましたね。お話し合ひできたと、こゝろおっしゃつたのです。そうすれば、全然関知しないというわけではございませんで。

○政府委員(内藤三郎君) これは採用者側の意向でございますが、文部省と相談いたしましたのは、高等学校と大学もございまして、文部省側の求人要求は主として高等学校の工業教員が中心でございます。もちろん、そのほかに大学に残る教授、助手等もございまして、こゝろ関係で意見を聞かれたわけでございます。ですから公務員全体として充足状況がどうかという問題になるわけでございます。当面、工業学校については非常に充足が、大学の助手その他の公務員の需要もございまして、関係各省の意見は人事院も十分聞かれ、また人事院もそれに基いて調査されたものと心得るわけでございます。

○千葉千代世君 これは人事院に伺うべきだろと思ひますが、文部省と連絡したという言葉をございまして、こゝろの表の下欄に掲げる学科には、これと名称を異にするもので人事院がこれに準ずると認めるものを含む。というところがございまして、そゝろする

と、この十三部門の下に学科がずつとこう載つておりますが、名称を異にするもので、これに準ずるものというものは大体どんなものがございまして、私、不勉強で承知しておりますので伺ひます。

○政府委員(内藤三郎君) これは私もよく存じませんが、大学の学科、学部を作る場合には、機械科あるいは電気という一般的なものは大体共通しておりますが、最近いろいろ科学技術が進歩いたしますし、また、従来の名称では包含できないようなものが相当多いわけでございます。計測とか、電子関係でも、こゝろ、この名称に比するものは少ないもので、これに類似するものがたくさんある。そこで、この名称以外に類似したものを含むという規定がございまして、この中に掲げられたものに相当する内容の学科については、当然適用になる。こゝろ趣旨でございまして、このほかにこれに類似した名称がどのくらいあるかにつきましては、もう一べんよくこゝろ資料がございまして、資料を御必要なら調査いたしまして御報告いたしたいと思ひます。

○千葉千代世君 大臣にお尋ねいたしますけれども、先ほどから、需要を満たす率が少ないものについて早急にこれをしたとおっしゃつていますが、やはり基本的に考へていきますと、基礎学科がしっかりと上に立てられた技術教育でないという、これは非常に考へておいて、こゝろ範囲を拡げていく、たとえば一般科学についても、基礎学科の教育についても、順次広げていくという方向に行くお考えはござい

ませんでしょうか、当面これをしたというわけですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 科学技術教育が、基礎学科のいわば基礎工事がしっかりしてないといふかぬというお考えは私も同感でございます。もうその必要の生じまう限り、その調整手当の考え方は徐々に広げていくのが当然だと思ひます。ただ問題は、先ほど来申し上げておりますように、現実に、その必要性が出てきたものについて考へるというように重点を置いておられるというように、抽象的には御指摘の通りと思ひますが、その必要性が相当顕著になつてきませんと実現困難であらうかと思ひます。その考へ方としては私も同感でございます。

○千葉千代世君 それから先般お尋ねした中で、あとで考へてもうしてもふに落ちないことがございまして、それは工業の臨時教員養成所、それは三年で終わる。そうすると、終わって大学に行きなければ行かぬ道がある、こゝろ説明があつたわけですが、よく考へてみますと、大学四年卒、それから三年で出たもの、三年で教員になりますが、これはこれだけの特別のものじゃないですか。これがすぐ大学に行きたければ行けるというような性質のものではないで、教員として、特別なものとして仕上るのじゃないでしょうか、どうでしょうか、その点は。

○政府委員(内藤三郎君) これは三年間で工業教員に必要な教育内容を履修するわけでありまして、ただ四年制の大学と比べますれば、若干そこに差等がつくと思ひます。その不足は四年制で大学で取ることと可能である、こゝろ趣旨であつて、三年の臨時教員養成所は、それ自体としては一つの完成教育になつてゐるわけでありまして。

○千葉千代世君 そうしますと、こゝろ、あと一年大学へ行かれることになつても、この単位と取り方、その他についても、大学との連絡科目なんかはどういうふうになつてゐるのございましょうか。

○政府委員(内藤三郎君) 三年間に増強して、でき得るだけ四年と同程度の實力をつけるのが臨時教員養成所の目的でございまして。従つて、多少周辺のところに関連の薄いところは省いてゐると思ひます。ですから省いてゐるものは、この四年制の大学へ行つて残りのものを履修するということが可能になるわけでありまして。

○矢嶋三郎君 ちよつと関連して。ただいま重要な質疑が行なわれてゐると思ふので、これはいづれあとで臨時教員養成所法案の本格的な質疑になつて論じますけれども、何か内藤局長は、臨時教員養成所の三年を卒業した人は、圧縮してやつたが、ちよつと足らないのを補うために、大学の四年に統一して行けるような前提のもとに答弁をしておりますが、そういうようにきまつておられますか。大臣、そんなことができませんか。臨時教員養成所、これは学校教育法に基づく第一条の学校でもないです。それから各種学校でもないです。あとでたゞしてみたいと思ふのですが、そういうところで三年間やつたからといって、三年だからあと一年やればよいというので、学校教育法に基づく大学令によつて設置された四年へ続くなどという、そんなことは可能ですか。一体そういうことを

考へてゐるのですか、考へてゐるのだとすれば、あとで本論になつてやりますが、今の質疑に対して内藤局長は、そういうことが可能のような前提に立つて答弁をされてゐるの、はつきり文部大臣としておいてもらいたい。できませんよ、そんなこと。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 臨時教員養成所は、それ自体、工業教員の養成ということで一応完結する制度でございまして。ただし、高等学校からこの養成所に入りまして三年間の教育を受け、そのものを教えるわけでございますから、もしそれぞれの学生生徒が、養成所に入つたけれども、自分の一身上都合によつて途中で工業教員になりたくないというこゝろ、これを押えるわけにはむづかしいと思ひます。さらに四年制の大学に入りたという者があつた場合には、そういう道を開いておくことも、まあ付随的なことではありまが、必要であらう、そういう考へ方に立つております。

○矢嶋三郎君 その大臣の答弁は重大で、これはもう私は意見言ひませんが、これは重大ですからね。大学教育の秩序を破壊するものです。これは大学側の意見を十分私は聞いてみなければならぬと思ひます。これは非常に重要な発言だと思ひます。

○政府委員(内藤三郎君) 現在でも実は、たとえば外国の大学に学んでおられる者がどういふふう認定するかという問題があるわけなんです。で、この臨時教員養成所を出た者をどの程度に認定するかという認定の問題があるわけでございます。その大学が認定いたしまして必要な教科を履修させると

考へてゐるのですか、考へてゐるのだとすれば、あとで本論になつてやりますが、今の質疑に対して内藤局長は、そういうことが可能のような前提に立つて答弁をされてゐるの、はつきり文部大臣としておいてもらいたい。できませんよ、そんなこと。

たわけでございます。深く専門の科学技術に対する知識を要するという点が重点でございますので、実習助手は対象にいたしておりません。

○矢嶋三義君 しっかり十分一つ注意してお答えを願いたいのですがね。ここで問題の焦点にいきますがね、実習助手に対する産振手当支給の制限を撤廃すべきである、助手全部に産振手当を出すべきです。それを撤廃しないとえらいことが起こってくる。私それをあとで聞きますがね。大臣に伺います、工業高等学校の助手ですね、この一部に対して産振手当が出ているんです。全部には出されていないのです。そのためにいろいろ問題が起こっておりますが、この職業教育をなしている学校では、助手というのは必須条件なんです。工業高等学校の先生になる人が少ない、というのは、研究の施設が不十分ということもありまして、手足がないというのを一番いやがるんです。民間研究所に行きますと施設も十分ですが、研究の手助けをして手足になる人がいるわけなんです。ところが工業高等学校に行きますと、もう準備から仕事の跡片づけまで自分でやらなければならない、子供の指導もせにやならぬというので、最もいやがられるわけなんです。だから助手の確保と、いうのは欠くべからざるものなんです。その助手に産振手当が一部しか支給されていないで、全部に支給されていない。今度、初任給調整手当もつかないとなれば、最小限産振手当を全助手に渡すように改めなきゃ、後ほど私指摘しますが、問題が起こって参ります。この点については大臣いかがでしょう。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) ちょっと的確にお答えいたしかねますので、政府委員からお答えをすることをお許しいただきます。

○政府委員(内藤三郎君) お尋ねの趣旨はよくわかるのでございますが、現在産振手当の適用を受けている者は、実験実習を伴う教科でございまして、それに必要な実習助手も一応対象になっていてございまして、実習助手は普通高等学校を卒業した人が大部分でございまして。中には中学校卒業の者もございまして。中学校卒業後直ちに実習助手になるという者は、少なくとも高等学校の年限までは三年かかるわけでございます。そこで、この政令でございまして、大体短大を出た程度の実習助手なら、これはすぐさまつくわけでございます。高等学校しか出ていない実習助手については、三年間だけ実習助手をやっていたら、三年間だけつかう、実習助手の適格性をみた上で、三年経験を積みますれば、大体短大と同じ程度になるだろう、こういうところから、ですからこれは以前は六年ぐらいたったと思ひますが、最近三十五年度の改正で、実はこれをちょっと緩和したわけでございます。

○矢嶋三義君 この助手の問題はあとで臨時教員養成所るときにもまた伺いますけれども、ここでその一部をどうしても同っておかなきゃいけないようなわけなんです。今、内藤局長の答弁は適当でないですね、たとえ中学校を卒業しただけでも、その後勉強してりつぱにやっている助手がいるわけなんです。それで今度の免許法で、助手が教員になるべき道を聞こうとする改正案が提出されているようですが、非常に適切な案だと思ひているのです。運用が問題になりますけれども、問題になるのは、今でもこの助手の諸君は給与は低い、身分は将来に対して望みがない。しかし腕に自信を持っていて、彼らは大学を四年ぐらいたつてきた若い先生なんかが、失礼ながら眼中に入れていないという助手諸君がおります。こういう諸君はほとんど民間にスカウトされるわけなんです。今度、これは助手の、たとえは高等学校を卒業して二年なり三年なりたつて、そういう人は産振手当も初任給手当もないわけですよ、大学の新卒の人が来て産振手当ないし初任給手当をもらって来た場合、これは使切れぬですよ、そういう事態は必ず起こりますよ、そんなものじゃないですよ、現場に行ったら、それは学生の実地指導するのだから、助手諸君というものは相当勉強されて、実力を持っておりまして、大学で理論をやつた一つ一つの旋盤だつて動かさない、機械の操作なんかできない、修理なんかもできない。すべては、彼らは腕を持っていて、年令は大体持っているわけですから、年令は大体似通つたもので、一方は初任給調整手当はもらは、産振手当も支給を受ける。ところが自分らは産振手当もくれないとなつて、これは問題が起こるでしょう。たとえば私は二、三かつて視察して来たことがあるのですが、農業高等学校あたりだつて、学校を卒業して一、二番という生徒というような人を助手に残すわけですよ。大体七千円ぐらいて残っております。そうして農業学校は動物や植物があるわけですから、だから宿直して、今一泊三十円で

す。あの助手諸君が泊つて生物や動物を飼う。愛知なんか調べてござらんさい、愛知県なんかはつきり三十円、助手の手当が。こういう状況で、助手の処遇というものは産業教育、さらに日本の科学教育の大きな支障になつていふと思ひます。だから今の答弁では初任給調整手当は二等級以上であつて、三等級適用者の助手には支給しないんだということですが、これは大学になれば、またあとで聞きますけれども、これは別にしてくると思ひます。しかし、せめてここで初任給調整手当と産振手当の関係で、助手への産振手当のワケはさらに拡大すべきだ、今中学校を卒業してすぐ就職したからといつて、それまではいかなくても、少なくとも高等学校を卒業して——高等学校は工業でも農業でも優秀なものでなければ助手に残さないですよ、ほしければ優秀なものをほしんですよ、そういう人が助手になつたなら産振手当の七割は出すべきですよ。予算額からいつてもわずかなものです。優秀なのでなければ助手には残さないわけですから、だから初任給調整手当が出せないならば、そういう制度が始まつた以上は、産振手当を出す、これはぜひともそういうふうに行つていただきたい。これは私は筋の通つた話だと思ひますが、文部大臣お答え願ひます。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 確かに筋が通つたお話を承ります。研究させていただきます。

○矢嶋三義君 ただいま速記録に残りましたが、あなたが七月改正でやめると困るが、内藤局長異議ないですね、お答え願ひます。

○政府委員(内藤三郎君) 実は三十五年度に、矢嶋委員の趣旨を体して改正したばかりでございますので、ただいま大臣のお答えもございまして、さらに十分検討させていただきます。思ひます。

○矢嶋三義君 もう十分間ほど伺いますが、この助手の今の給与の問題で、助手の数が足りないということが問題になっているが、大臣、例の定数法案はどうなつたのですか。あれは助手の増員ということが一つの大きな目標であつたわけですが、これどうなつておりますか、お答え願ひます。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) ぜひ今国会に提案して御審議をお願いしたいと思つて、目下盛んに検討いたしておるところであります。

○矢嶋三義君 内藤局長に伺います。今、助手の給与を聞いておるわけですが、助手がスカウトされている。それでこの定員確保状況はいかようだとあなた認識を持たれているんですか。そういう認識が正しかったならば、私は初任給調整手当を出すはずだと思ひますがね。初任給調整手当でも除外してあるわけですね、助手の資格者を確保するくらい困難している問題はないわけですか。どんどん民間にスカウトされているから、だから初任給調整手当を採用困難という条項に従つて支給するならば第一番ですよ。それに相当の技術の腕がなければいけないわけですからね。だから当然私は初任給調整手当を支給すべきだと思ひます。私はつけていないのを見ると、この定員の確保状況とか、民間からスカウトされている実情についての確たる把握をされていないのじゃないかと思ひます。

いますか、どういう把握をされておりますか。

○政府委員(内藤三郎君) 実習助手が必要なことは御指摘の通りでございます。ただ、今私どもが伺っておりますのは、実習助手をもう少しふやしてほしい定員の問題が一つ、それから先ほど来御指摘になったように、実習助手の中で非常にすぐれた先生がおつて、初めて教壇に立つ先生よりも実力があるというお話が承りましたが、まさしくそういう適格者が相当数あるように思っております。この点につきましては、先般来御審議を願っております免許法の改正によって、その人たちに教員になる道を与えていく、そういう待遇を二等級になるように配慮したい。ただ、現実に初任給調整手当を出すかというお話になりますと、初任給調整手当というものは、深く科学技術に関する専門的知識を要するといふことから大学卒を対象にしておりまして、大学卒という実習助手は現在のところほとんどとまれであるというのが実情でございます。ただ、今実習助手が非常にスカウトされているというようなお話がございますが、この点はまだ私も十分に承知しておりませんので、さらに調査をさせていただきますか、というのでございます。

○矢嶋三義君 さらには調査するということですから、私は法案審議に支障を来たすところから、それをまあ一応譲って、分離して、今国会中に、おそらく六月上旬くらいまでになると思うのですが、今国会中に各都道府県における助手の定員確保状況ですね、それから採用の困難度と言いますか、スカウトされている実情と申しま

すか、そういうものが大体わかるような調査を、都道府県教育委員会を通じてなして、資料として本国会が閉会する以前に、本委員会に提示していただきたい、よろしくごさいませうか。

○政府委員(内藤三郎君) 御趣旨に沿いたいと思います。

○矢嶋三義君 もう一問。いざれ免許法を審議する場合にやりますが、結論的に一つだけ聞いておきますが、高等学校を卒業した生徒は臨免を与えられ資格があるわけですが、高等学校を卒業して助手になった諸君には全員、助手になったときに臨免を必ず与えるべきだ。これは助手を確保する一つの方法です。大体資格があるわけな

んだから、出しおしめしないので、高等学校を卒業して助手になった者には全部臨免を与える、こうすべきだと思ふのですが、いかがでしょうか。

○政府委員(内藤三郎君) それは、臨免の乱用じゃないかと思ふのです。臨免というものは、教員が足りなくて、やむを得ず教員に使うという場合の制度でございます。今おっしゃったように、高等学校を出た実習助手には全部が教員として適格者でもないと思ふのでございます。ですから臨免をやる以上は、あくまでも先ほど申しましたように、教員が採用できないという実態があつて、やむを得ず発

行する制度でございますから、それを原則論とすることは、これは例外を原則に置きかえるようなもので、この点はどうも御趣旨に沿いかねるよう

に思ふのでございます。

○矢嶋三義君 それは私とあなたの研究課題としておきましよう。

最後に大臣に伺つておきますが、先ほどから初任給手当の問題が出て参りましたので、これに関連ある産業教育手当、あるいは定通手当、管理職手当、これらを全日制あるいは定時制の高等学校、あるいは普通科の学校、あるいは職業課程の学校、昼と夜とを分離し、あるいはこれを組み合わせ、支給状況を承ると、最も詳しい俊敏な内藤局長にしろ、やはり速記録を訂正せねばならぬほど複雑多岐なんですよ。と

ても文部大臣これをよく答弁するところではないんですよ、こういう内容なんです。それから、しかも初任給調整手当を、いかなる俸給表の、いかなる等級の、いかなる学科を持ってい

る者に支給するかという点になりますと、非常に問題点があることは指摘した通りです。あなた方も苦しい答弁をしていくのです。これは全く給与政策として強硬策ですよ。火事どろ的なものですよ。これは根本的に検討せざるを得ない実情になっていると思ふのです。初任給は低い、それをこまかく

化するという大きな一つの問題があると同時に、教育職の俸給体系そのものを適正に、公正に、不公平のないように再検討せねばならぬということ、私は文部大臣はおわかりになったと思ふのです。私はこの初任給調整手当を本法律案の立法趣旨に基づいて、都道府県負担のそのこと自体は、冒頭に申し上げたように非常にけつこうな

ことです。しかし初任給調整手当そのものに問題があるという角度から、先ほど来若干伺つたことがあつたわけですが、その最終的な私の所見に対して、文部大臣はどういう御所見を持た

れ、今後いかに善処されることをお約束いただけるか、お答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 研究さしていただきます。

○矢嶋三義君 どういうふうに研究するのですか、万途を示して下さい。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 給与体系それ自体が別個に、一つの問題、重要な課題だと思ひます。調整手当その他の臨時的な、応急的な給与、それをさらに合理化し、簡素化することができるかといふ意味において研究さしていただきます。

○委員(平林剛君) 他に御質問のある方はございせんか。——他に御発言もなければ、これにて質疑は尽きたものと認めて御異議ございせんか。

○委員(平林剛君) 御異議ないものと認めます。よつて、質疑は終局いたしました。

○委員(平林剛君) 速記をつけて。これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○千葉千代世君 私、日本社会党を代表して、市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案に賛成の意を表します。

この審議の過程の中で、最も問題になったことは、当面を糊塗することにあまりに急であつて、初任給引き上げをなおざりにしていることではないかと

思ふ。また、適用範囲についても十分なる考慮を要すべきこと、さらに、手

の不均衡から学校運営にも禍根を残すのではないかと不安が大いにあります。政府においては、近い将来においてこれらの点を改めるよう、強く要望して賛成いたします。

なお、本法案に対して、次の付帯決議をつけたと思ひます。案文を朗読いたします。

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案(附帯決議(案)) 市町村立高等学校の定時制課程における教員に対する初任給調整手当については、その他の諸手当等と関連し、給与体系本来のあり方等から諸

種の問題もあるため、早急に検討するべきである。

以上であります。

○委員(平林剛君) 他に御意見もなければ、これにて討論は終局したものと認めて御異議ございせんか。

○委員(平林剛君) 御異議ないものと認めます。よつて討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員(平林剛君) 全会一致であります。よつて本案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、討論中に述べられました千葉千代世君提出の付帯決議案を議題といたします。

願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(平林剛君) 全会一致と認めます。よって千葉君提出の付帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

本決議に對しまして、政府側の所見を聴取いたします。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) ただいまの御決議の趣旨もつとも存じます。御趣旨に従って検討させていただきます。

○委員長(平林剛君) なお、本院規則による諸般の手續につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(平林剛君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

午後三時より委員会を再開いたしますこととし、暫時休憩いたします。

午後一時二十六分休憩

午後三時四十二分開会

○委員長(平林剛君) ただいまより文教委員会を再開いたします。

この際、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法案の審査並びに愛媛県の実務行政に関する調査のため、参考人から意見を聴取してはいかがかと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(平林剛君) 御異議ないと認めます。

参考人の人選及びその他の手續につきましては、委員長及び理事に御一任

願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(平林剛君) 御異議ないと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○委員長(平林剛君) それでは、国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法案を議題といたします。

質疑の通告がありますので發言を許します。矢嶋三義君。

○矢嶋三義君 文部省並びに経済企画庁あるいは科学技術庁の担当者で、おわかりならお答え願いたいのですが、それは昭和三十年から三十五年にわたる間に、各年次別ですが、技術導入で海外ヘロイヤーティーとして支払われた外貨はどのくらいか、おわかりだったら大略でもお答え願いたいと思ひます。それでは、これは資料として要求いたします。委員長から、しかるべき省庁にプリントして本委員会に提出するように要請いたします。昭和三十年から三十五年まで、年度別で外国の技術導入で海外ヘロイヤーティーとして支払われた外貨の総額を三十年から三十五年にわたって年次別に出していただきたい。

で、経済企画庁の質問を次にいたします。

先般、本委員会が質疑した際に、高級技術者並びに中級技術者の充足計画に對する文部省の提出資料についての御所見を承ったわけですが、検討の結果、経済企画庁としてはどういふ結論になったか、お答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(大來佐武郎君) 先般、矢嶋先生から御質問の件につきまして文部省とも相談いたしました。この工業高校の卒業生定員の増加につきましては、やはり文部省で従来行ないました職場における学歴調査、これをもとにいたしました。それと現状をもとにいたしました。将来の経済規模の拡大と見合せて新規の需要を出す。なお、職場における工業高校出の人たちの需要がだんだん高まっておりますので、それは文部省の二回の調査をもとにいたしました。その傾向線からいこう工業高校出の比率の増加を想定いたしました。そういうものをもとにして、将来の需要を算定いたしましたわけでございます。もちろん大学の場合と同様に減耗分の補充ということも含めておるわけでございますが、ただこの前御質問のございました大学程度の方が不足すれば、そこから押し出されるということですが、引き抜かれるといひますか、という形になりはしないかという点でございますが、この点は確かにそういう面も一部はあると考えられるわけでございますが、主としてやはり理科、工科以外の分野から、法文系統、医学系統、その他農学系統等からの転用と申しますか、そういう方の人が穴を埋めるような部分が相当大きいだろうという考え方。それから十年後にはこの新規の需要と大学程度の理科、工科卒業の供給がマッチする計画になっておるわけでございますので、今の不足が過渡的にまあ起こってくる。まあその間、従来もいろいろそういう他の専門からの転用等によって埋められておると思いますが、この現在立てられております計画で大体充足されると、必ずしも完全な状態とは申せないかと思ひ

ますが、そういうふうに判断いたしておるわけでございます。

○矢嶋三義君 あなたの答弁はね、一向要領を得ないですね。もう少し経済企画庁だったら目のつんだ答弁をしていただきたと思うのですがね。たとえばこの工業高等学校で昭和三十九年で一万五千人ですよ。この計画でいけば昭和四十二年で二万四千六百六十人というものが余る計画なんですよ。そうなりますと、文科系統で充足しておるといっても、ある程度充足しておつても、今度は工業高等学校が卒業してくればそれは押し出されてくるわけですよ、ね。これは大学の場合でも同じです。大学卒業程度の技術者がこの昭和三十七年の時点で一万五千四百三十三人足りない。三十八年の時点をとると一万三千二百八十八人足りない。これをかりに文科系統で充足しておるといふようなことにしても、あるいは中級技術者で充足しておるとしても、大学卒業程度の技術者が必要となれば、それで充足すればそのときははみ出さる。充足するときはどうしても中級技術者から吸い上げざるを得ないわけですよ。だから十七万人の不足と四十万人の不足を別個にはじけば、高級技術者七万人が充足して十万人不足となれば、その十万人の大部分は中級技術者から吸い上げざるを得ないので、大学卒業程度の理工系技術者が必要だったたら。ところが、四十四万人はそれと個別に出ておりますから、だから四十四万人の中に十万人が含まれると答弁したその答弁はきみが荒いんですよ。そんな答弁はあり得ないと思ひます。ところが、内藤さんはずいぶん、大來さんが都合のいい答弁をした

ので便乗してすぐ含まれると答弁されました。ところが、その前の委員会では、文部大臣は十万人を中級技術者から充足すれば四十四万人の不足数字は変わると答弁している。時と人によってまちまちなことを答弁しておるんですね。どんな協議をしてきめこまかな計画を立てたのかわからない。だから大臣と大來さんにはつきりと伺ひます。七万人充足して、約十万人が不足するので、これをかりに中級技術者なり、あるいは初めから文科系統出身者から吸い上げるとしても、その養成計画はないのであります。かりに文科系統出から十万人を充足しても、少なくとも半数以上の数字は四十四万人の不足数字に影響を及ぼすということは予想されているわけでしょう。大臣と大來局長の答弁を伺ひます。大臣、お答えを願ひたい。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) この間も話が出ましたように、三十六年を第一年としまして、大学卒業程度の科学技術者を養成するといひまして、当面四年間は何としても現在いる人の再教育によって、職場内の訓練等によって不足ながら充足せざるを得ないわけでございます。そのことを主張しておるわけでございますが、そうして養成計画がだんだんと具体的に効果を發揮することになりまして、最終的に約十

万、マイナスを累積すればそういうことになりまして、現実問題としてはその大半は再訓練によってどうやら充足しておる。従つてそれを一応認めるとすれば、純粹には四、五万の不足を補なばよろしいわけでございます。従つて正確に四十四万対十万の關係を

数字的に申し上げかねますけれども、現実問題としてはそういう関係に立とうかと思ひます。従つて四十四万人の中級技能者を養成することは、それ自体として割り切つて考へていいのじやなからうか、こういう考へ方に立つておるわけでございます。

○政府委員(大來佐武郎君) ただいま文部大臣から御答弁のありましたように、実はこの工業高等学校の方からどのくらい行くかということの正確な見積もりが非常に困難でございます。使用可能な統計を基礎にして将来をはじくといたしますと、数字的にやや不正確な形になるわけでございまして、一応工業高校と大学出を切り離して需要を計算する、こういうやり方で、それほど大きな技術上の支障にはならないのじやないかというふうに考へたわけでございます。

○矢嶋三義君 御本人はわかつてお答えになつてゐるのだと思ふのだけれども、十七万人の高級技術者が不足だ、それを充足するという計画を立てるときに、その十万人の半分より少ない七万人だけの計画を立てて、その過半数以上の十万人が不足するという計画を立てて、その十万人は企業内の教育とか、大学は出ていないが中級の技術者を再訓練して充足しよう、そういう計画というものが一体あるものでしょうかね。充足するのが一部に便宜な措置をするというのなら計画はあると思ひますが、しかし、計画の過半数がそういう便宜的な措置になつてゐる計画というものはないと思ふのです。そこで経済企画庁の山下さんがこの間ここに出席されて、十万人は全部理工系で、しかもこれは高度の教育を必要とする

ので、大学卒程度のものを用途としてゐるのだと、あなたの方の山下参事官はここで答弁してゐるのですよ。その点が一つと、それから、その十万人を便宜的に文化系統とか何とか再教育して充足するというのが、それはだれが、どの省が責任者となつて、どこがどういう予算の裏づけを持つて、どういふ計画でやられるのですか。お答えをいたしたい。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) まず第一に、計画が十七万人不足であるのに対して、七万二千見当しか養成できない計画は計画自体がおかしいじやないかという御指摘はその通りだと思ひます。もちろん数字を合わせるだけで計画しますれば、十年間に大学卒程度の高級技術者が過不足なしというのを数字を整へることは容易でございまして、また予算を惜しみなくそれにつぎ込むということも一応考へ方としては言ひ得ると思ふのでございまして、肝心の大学卒業程度の高級技術者を養成するための教授陣が充足せられないという具体的裏づけがございまして、その可能な範囲において良心的にやるとすれば、残念ながらこんな計画でしかあり得ない。その前提に立つておる計画でございまして、計画の形からいけば御指摘の通りなつてないと思ふのですけれども、それ以上の計画はやろうにもできないということに原因があるわけでございまして。このことは毎度申し上げますように、科学技術の進歩発展のテンポが早過ぎるために、その面からくる人材養成の要求度が強く、かつ、すみやかであり過ぎますために、その要求に応じ得ない。こういうこともあろうかという考へ方

に立つて数年来大学教授の卵を養成することもできておれば可能でございまして、そのことが遺憾ながらできていない現実を立てて考へますと、計画としては格好のつかないことにならざるを得なかつた。こういうことでございまして。さらにまた、十七万人の過半数が不足である。それを現実には職場教育で充足するというのを申し上げるわけですが、それは政府としてどの省が担当してどうするということは申し上げかねると思ひます。はなはだ不見識のことのようですけれども、すでに終戦以来今日まで、特に今問題になつてゐるような高級技術者、中級技術者の計画的養成をしなかつた。しなかつたにもかかわらず、実際はしぶんたくさんのものが必要であつたろうと思ひますが、そのことが現実には曲がりなりにもまかなれてきた。しかもその成果は戦前に比べて生産力は二倍、三倍にも達したと指摘されるという成果を上げておる。その実力と申しまして、うか、現実の必要に応じて曲がりなりには人材教育を各産業体の内部でやつてきた、その実力と努力に期待する。期待することそのことはむしろかしい問題じやなからうと、まあ推察するわけでも、そういう意味合いで現におる人々の再教育によつて、当面、少なくとも四年間は曲がりなりにも充足するほかに具体的な方法がない、という建前に立つて、御説明を申し上げておるわけでありまして。

○矢嶋三義君 大臣、あなたに私敬服する点もあるんですけれども、これらの答弁というのは全く私は科学性を欠除してゐると思ふのです。失礼ながら支離滅裂だと私は思う。日本の経済がいかに伸びてきたから、その実力から、できることを期待してゐる。お言葉はけっこうですけれども、もう少し内容を盛つて下さいよ。たとえば衆議院の速記録等を見ますと、盛んにあなた、繰り返し繰り返し質問者に向ひう答弁をしておりますね。臨時教員養成は三年だが、その実力において四年の大学にまさることも劣らない実力ある人間を養成し得ることを確信してゐる、こういう言葉を何回も繰り返してゐるんですね。こういうことは言葉としては認められてゐることでしようが、文部大臣としてそういうことを発言してよろしいのでしようか。三年だけれども四年制の大学より実力においてまさるとも劣らざる実力をつける、実力のついた科学者を、技術者を養成し得る、それを期待してゐる、この言葉は一度じやなくて何べんとなく出てる。私はそういう言葉というのは合理的なものじやなくて、科学精神によつて裏づけされたものじやないと思ふのです。これは一市井の人の言葉ならけっこうですけれども、日本の教育文化學術の最高責任者として、私はそういうお考えでは国家的要請に沿うことはできない、目的を達することはできない、私はかように思ふわけですがね。その言葉から出てくるものとして、この法案の中に、またお答えの中に、科学的に納得させ得るものがないわけですよ。どうお考えになられますか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) そういう御批判はあり得ると思ひます。ですけれども、物の生産と違ひまして、人間の育成でございまして、本人が、その気持で、たとえば国立工業教員養成所に入つて将来卒業したらば工業高校の先生たらんと欲して、そういう看板を掲げた養成施設の中に入つてくるといふ人と、そうでなくて、学問のうんのうをきわめて卒業して、就職の問題とは具体的なつながりなしに大学に入つて四年間を終えた人と、その意気込みにおいて、私は人間それ自体の問題でございまして、一種の使命感の厚薄によつてずいぶん結果は違つてくるであらう。また教える先生も、現実問題としてどうしても工業高校の先生が足りないんだから、それを充足しないことには高校教育に欠陥を生じる、だから何とかしていい先生を養成しようという意気込みを持つて教授して下さるといふことは、現実には私は違ひがあると思ひます。そういうことに期待することの非科学性を指摘されまが、御批評としてはあり得ると思ひます。私もそういうことを思ひます。ではむしろございせんが、ほかに實際問題として有効適切な、それにかかわる方法が考えられない。一年でも早く、一人でも多くを提供することが、これこそ国家的にも、あるいは学生生徒の求めに應ずるためにも必要だということでありまして、そのことに期待するということとは私は無責任な放言とは思ひません。それと同じ趣旨におきまして、当面少なくとも今後四年間は年々一万数千名が足りないであらうという大学卒業程度の科学技術者の養成が、欠陥があることは、現実でございまして、それをいかにけしからぬといつても、穴埋めする方法は物理的に不可能だということに直面して考へます場合、やはりそれが必要である限りは、それぞれそれを必要とする各職

場において改善の策、三善の策でもいたしかたないから、現職教育的なことをやって穴埋めをしていく。それを通じて所得倍増の方向に、経済の発展のための国民的要請にこたえるという努力をする。その努力に期待するということとは、実際問題としても相当の成果を上げ得る、また上げさせねばならない課題だ、こういう気持ちで申し上げているのでありまして、そのことが数学的にあるいは科学的に実証される体の厳密なことではないことは万々承知いたしますけれども、他に方法がないならば幾らか不合理かもしれないけれども、そういう方向をたどりつつ最善の努力を傾けるということは、責任ある当局の一人としてやらざるを得ないことである、かように考えるわけであります。

○矢嶋三義君 ますます若干討論にないけれども、私は反論せざるを得ないですね。やはりさっき使命感という言葉を使われましたが、衆議院の速記録にも、何回もこの使命感という言葉が出ています。それは限度がありますよ。それは後ほど施設設備あるいは教官組織の面から具体的に私はお伺いしたいと思うのですけれども、使命感の自覚によって目的が達せられるなんていっても、それは限度がありますよ。それから科学の進歩のテンポに追いついていけない云々といいますが、これも、テンポに追いついていこうとしないわけですよ。それから物理的に不可能といいますが、不可能じゃないです。可能な一つの方法は、当初は三十六年度において二千七百九十人の増を見込んだ。その後若干私学の方で修正されて、三千二百三十人になっ

ています。これをさらに私学で可能な範囲にふやす。それから三十七年度の増員は三千三百五十人になっています。これなんか過少です。一万六千人を目標としているのですから、第二年度に三千三百五十人というのは過少です。日本の今の経済力の伸びからいって、たとえば税の自然増収等から考えても、世界の進捗状況はこうなっている。この国家的要請となれば、このテンポに追いつかせようとするれば、三十七年度の三千三百五十人、三十八年度の三千五百人というのは、動かすことは決して不可能ではない。また科学技術振興関係の予算についても、三十三年度を一〇〇として各指数を現わしてみますと、一般会計の歳出総額は約一七三ぐらいいつていっているのに、この科学時代だというのに、科学技術振興関係は一五五という指数にとどまっている。一般会計歳出の伸びよりも下の伸びにとどまっているわけですよ。こういう予算の性格を変えるということによって、十分今の科学技術の進歩のテンポに追いついていけますよ。追いついていこうとしないところに問題がある。その一つが手つとり早いところ、池田、荒木意見の相違となって現われているわけで、そういう点を数字的に処理すれば、物理的に処理すれば、百パーセント可能でなくても、もう少し近づけることができるわけですよ。ところが、その点の努力が足りないで、盛んに使命感という点にたよったり、三年制においても実質においては四年制にまさるとも劣らないものをやり得る、やるのだ、それは教官諸君の使命感と学生諸君の自覚に待つのだ。これじゃ、私は科学行政といえな

いと思うのです。大臣、この点、若干反省されて、予算面において対処される必要があると思うのですがね。この点、いかがですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) ただいまの御指摘の点は、まさしくそうだと思います。元来十七万人足りない。それをどういうふうな充足するかは、先刻も申し上げました通り、予算の規模におきまして、三十六年度を一応念頭に置きまして、それに類似のと申ししますか、それを基本に年々似たような予算獲得のテンポで一応いく。ただし、可能と思われる限り、当初年度に多くを養成するという考え方で一応の案画を持っておるわけでございます。さっきも申し上げました通り、それは一面におきましては、養成するための教授陣の整備ということに現実問題としての制約がある。国公私立を通じまして、教授、助教授、講師、助手の末に至るまで、スカウトされるという現実、スカウトされたあとがなかなか穴埋めが困難だという実情も念頭に置きながら、可能な限りの教授グループの整備を考慮におきまして、予算規模等も考えあわせまして、年次割を一応推定しておるわけでございます。その結果が十万近い赤が出るということになるわけでございます。そもそこういう案画をしました当初から、御指摘の通り、一応の計画は、推定はそうだけれども、年々歳々現実問題として、国の予算に關係する限りは、あらゆる努力をしてこの赤字を、大学を卒業したという資格を持った人で埋める努力をやるべきだ。努力は、現実問題と一応の推定とは必ずしも一致いたしませんので、むしろ案画よりは上回る努力

を積み重ねることによって、実際問題としては十万近い赤字を埋めていく。そしてさっき申し上げました現場における再教育によって埋める数を比較的に少なくして、大学を卒業した者によって十分置きかえ得るような成果を上げなければならぬ。そういうことは案画当初から考えられておったことでございまして、そういう点については、その後も関係省庁の間では打ち合わせをいたしながら、今申した線で極力充足したいと考えておる問題であります。従いまして、こういう計画そのものが年々の予算的な努力をしないから赤字が出てくるのだという御指摘は、形の上ではその通りでございますが、実際はこの赤をうんと少なくするといふ努力目標が裏に隠されておるんだというふうな御理解いただきたいと思うわけでありまして。

○矢嶋三義君 大來政府委員がお急ぎのようですから先にお伺いしますが、この高級技術者の養成計画と中級技術者の養成計画、これは同じ省庁で作った計画とは思えないわけですか。組み方が違いますからね。どちらがベターだと御判断されましたか。この前から宿題にしておったわけですが。

○政府委員(大來佐武郎君) これは、私どもも年度割の計算につきましては、主として文部省の方をお願いいたしまして、十年後の需要推計を、主として経済規模に依拠してはじいたわけでございますので、この年度の割り方についてそれは詳しく論議したわけではございません。文部省の教育担当の立場から、需要のはかに供給の方の事情を考えなければいけないという、先ほど文部大臣のお話のありますよう

な、教員なり、その他の充足という点を考えていかなければならないという事情も無理はない点だろうと考えるわけでございます。どちらの方がいいということとは、特に今考えておらないのです。

○矢嶋三義君 まことに失礼だけれども、あなたは、経済企画庁の総合計画局長ともある人が、ほんとうにたよらないですね、と大きい声を出したくなるのだね。例の勧告における高級技術者と中級技術者の供給獲得数というのは、同じスタンダードで出しているのですよ。それを充足するのに対して具体的な計画を立てたのですよ。これは同じ省庁で作った計画とは考えられないのですよ。おわかりにならないければ申し上げましょう。たとえば高級技術者ならば、四十三年において二千二百一十一人足りないのですよ。四十三年において八百三十四人、四十五年において四百十九人不足する、高級技術者が。ところが、中級技術者の場合は、四十三年において三万七千二百六十六人余ののですよ。四十四年において四千七百五十九人余ののですよ。四十五年において四万三千七百七十三人余のという計画を立ててある。全く違うじゃないですか、立て方が、充足計画は。この計画を立てる必要の生じたものになるのは同じなんです、両方。だからこれはあなた、同じ省庁で立てた計画とは思えない。そうなる、所得倍増計画をお宅で立てたのだから、その所得倍増計画をやるのはその人なんです。その人を供給しようというわけですよ。そうすると、所得倍増を達成するにあたっては、どちらの方でいった方がベターだという考え

を持たないで、どっちでもない、同じだなんというのは八方美人にはなるだろうが、これは答弁にならないですよ。大来さん。

○政府委員(大来佐武郎君) ただいまの点は、実は文部省から御答弁願った方がよろしいと思いますが、実はこの倍増計画全体ごらんの通り、中間年次については、実際の数字が示されておられませんで、十年後の倍増の規模を描いてそれまでに必要な政策を検討しているという形でございまして、各年次の問題につきましては、それぞれの担当の各省、あるいは毎年の経済動向等によってきめていく、これは私ども、従来から自由企業といいますが、自由経済における計画というものは、計画に考えざるを得ない。それと企画庁の役割から申しまして、各省のそれぞれの設置法に基づいてやっております仕事に對して、あまり詳細なところまで入り込むということとは私どもとしても能力も足りませんし、人員としてそこまでやりますことはいかかというようにも考えておりますので、大きな筋において協議する……。

○矢嶋三義君 いいです。私は二つあって、この前お示しして、それで即答できなかった検討してきて、御所見を聞きたいということだったわけですが、これは同じだということですから、何をかいわんやで、あなたにお伺いしません、この点については。

それであなにもう一点お伺いしておきますが、この前、大臣がここで答弁なさいました、人的能力部会というのはどういう機構で、どういうことをやられようとなされておられるのか。

それからこの前、経済企画庁長官が、この席で、われわれにも勧告権というのはあるのだといういかにも含みのある発言をされておりました。こういう人的能力部会というのを、今度経済審議会の中に、閣議了解で設けるようですが、そうなりますと、たとえば、科学技術者の養成に大幅な投資をする必要があるとかいうような、場合によつたらそういう勧告をする場合もあるとしようという見解のもとにこれをやられようとしているのか、アウト・ラインを一つお答えおきをいただきたいと思ひます。

○政府委員(大来佐武郎君) 実は、この点につきましては、この閣議決定の倍増計画の三十一ページになります。が、その中で、「なお、人間能力の開発活用については、将来ますますその重要性は増大し、しかも問題が単に教育、訓練だけではなく、経済、技術、社会生活の多方面に及ぶので、この際、審議会等の機関によつて、経済成長との関連で人間能力の開発活用に関する各種の問題を検討し、その対策の方向を明らかにする。」というところが計画の中にございまして、これを受けまして、まあそういう面を少しじっくり検討する。まあこれは「審議会等」というようなことをいつておりますが、経済審議会の中に部会を設けまして、ただいま読み上げましたような趣旨の問題を主として検討して参る、それから将来の長期の政策に役立たせる、あるいは民間のこういう問題に対する考え方にかかっている意味で参考に供するといふようなわけでござい

ます。従いまして、この工業の発展、特に技術革新との関連、それらは

経済成長の基礎にもなつておるわけでございますが、そういう面から人の教育訓練、これはまあ文部省関係の学校関係のみならず、労働省の職業訓練の問題でございまして、それから企業内部における人の訓練、これもまあいろいろと外国の専門家などの意見もござい

ますが、最近のように非常に技術革新のテンポが早くなりまして、過去におきましては、人間一代若いときに覚えた仕事をやっていくということ、もう間に合つていく、子供の代から次の新しい仕事に変わるというふうなことで大体やれたわけでございますけれども、革新のテンポが早くなりまして、途中で若いときに覚えた技術が要らなくなるといふか、使ひものにならなくなるといふような場合もござい

ますので、職場内における訓練、だんだんとこの職業と教育訓練というものがすでに結びついていないと、新しい技術革新に對応できないというふうな根本的問題でございまして、それからさらには、この技術革新と高度の成長、あるいは貿易面からくる自由化の影響等から考えますと、いろいろ産業の部門によつて消長が予想される。ある産業部門面は非常に急速に伸びますが、他の部門はそれほど伸びないというふうなことが予想されます。そういう産業間の労働力の移動、これをできるだけ円滑にいくようにいたしませんと、局部的に非常に摩擦が起こるといふようなことも予想されます。現に農業の労働力が相当大幅に減るといふような予想もござい

ます。そういうことに関連いたしまして、労働力の再訓練なり、移動を円滑にするような長期の政策、そ

ういう点などをいろいろ検討いたしていただきたい、そういう趣旨の部会が設けられることになったわけでございます。

○矢嶋三義君 大来さんにはいろいろ伺いたいことがありますが、それからあなたの先ほど以来の答弁には非常に満足なものがあるわけですが、お約束の時間が過ぎましたから、委員長のお許しがあれば退席してけつこうです。

次に、文部大臣に伺います。文部大臣、先ほどこの高級技術者を養成したんだが大学の教授が不足すると、確保できない、これは一つの大きな隘路だといふことを言われています。かつては小林局長もそういうことを答弁されましたが、これは政策が貧困だから確保できないんじゃないですか。私は日本に七十二の国立大学があるとはいへ、この政策よろしきを得れば大学教授を確保するのは易々たるものだと思います。その一つ理由を言います

が、たとえば、この前もちょっと私は触れたのですが、大学教官の俸給給与というものは、実質的に戦前の約六割です。給与約六割。研究費は若干このたび予算編成で大臣努力して上げられました。しかし、なおかつ戦前の六割です。国立大学さえ民間企業におんぶしてあります。約六割です。それから司法官に比べますと、その給与は司法官の四割から五割ぐらいの格差があります。だから大学の教官の約七割が内職をしているという、この科学者の生活白書にそういうことが書いてある。約七割が内職している。先般大学の入学試験において、入学試験問題と受験雑誌はほとんど類似したものが出たという、あるいは九大、あるいは

茨城大学の問題というものは、この問題と無関係ではないでしょう。先般ボストークを打ち上げたソビエトは大学の教官、技術者を優遇している。最近中共がそういう政策をとっている。そういう政策をとれば——明治以来日本の国民は教育、文化、学術にはずいぶん力こぶを入れてきたものです。国としても、個人としても。——かりに七十二の国立大学があるといへ、大学の教官を確保するには不自由はないはずですよ。それだけの知能は日本人の中にあります。こういうことをやら

れないで、教官が確保できないから、だからこの充足ができないのだという堂々めくりをやっているのです。いささか隔靴掻痒の感があるのですがね。こういう点について大臣はどういう所見をもつて今後いかに対処されようと思はれるのか、伺いたいと思ひ

ます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 私も矢嶋さんと同じように隔靴搔痒の感を抱くものでございまして。まあ、政策が貧困だという御指摘もある程度当たっていると思ひます。その前に、先刻も申し上げたように、遺憾なことに、最近やれ原子力だ、あるいはエレクトロニクスだという新しい分野が急速に平和的な場面

に足を伸ばしてきたという意味においての科学技術の進歩の急速なテンポに應ずべく、日本のみならず世界的な悩みに思ひますけれども、特に日本においてははかりと思ひますが、その予見ができなかつたために、かくもあらうかというのを数年来考えて科学技術者の養成の下準備、基礎工作をすることが欠けておつた意味において政策が貧困だと言えないことはないと思ひ

す。ないと思いますが、しかし、それはある程度物理的に不可能なことでもあったわけでございまして、残念ながらその事実を認めたと立って考えざるを得ない。しかも御指摘の通り日本人の賢明さのゆえに、おくれで近代的新しい技術革新の中に突入して、実力を発揮しつつ、現にエレクトロニクスに依存するところの各種の工業も起り、製品も輸出されるところまできていて、その現実の求めに応じ得ない、どうするかというところに直面しておるわけでございまして、そういうことも含めて、今後日本の経済的な実力は所得倍増を目ざしていても可能であるという見当を立て、それに応ずる施策をしようとして、昭和三十六年度を一年度としてスタートしておるわけでありまして、従って、今申し上げましたような大前提の欠陥というものは批評はいかにもし得ますけれども、批評しておいても始まらない。その現実を立てどうするかを考えざるを得ないというところにいろいろの悩みが起り、御指摘のような矛盾撞着等もやむを得ず起っておるのだとかように考へるのであります。そこで、中級技能者の養成につきましては、御審議願っております法案等の決定を見ますれば、曲がりなりにも教官の充足が一応期待できる。大学につきましては、教授グループの確保、これまた御指摘の通り今までの政策貧困でもありまして、三十六年度の施策もまだ十分でないことは重々わかりますが、せめて教官研究費なり研究所費なりの増額、あるいは人事院の勧告に基づきます給与の幾らかの引き上げ、これで終わるものではむろんあるべき

ではないし、いつも申し上げますように、文部省が従来主張しております教官の給与のせめて戦前までの待遇ということにとどまらず、もっと優遇措置を目標に努力を積み重ねていくべきものと思つてございまして、遺憾ながら全体主義と同様に一挙動で為政者の思ふことを直ちに実現できないこともまたデモクラシーの特色でもあり悩みの多いところと思つて、これも一歩々々今申し上げたような方向に積み重ねることによって、少しでも早くギャップを埋めるといふこと以外に方法はないかと思つて、その意味において、先刻も申し上げましたように、数字で言へば約十萬の大学卒業程度の高級技術者の不足を實際面においてより少なくする努力の積み重ねこそ今後なすべきこと、それ以外に方法は具体的に今考えられない、かように考へて先刻の御説明も申し上げ、今のお尋ねにもお答えしたいと思つてあります。

○矢嶋三義君 私は大、過去のことには申しませんが、過去のことは、将来のことを言いたいのですが、現時点に立つて、日本の今の経済力の伸びと税の自然増収等から見て、昭和三十五年でも大蔵大臣が予想したよりはるかに自然増収はあったのです。こういう恵まれた予算編成条件がそろつておつて、どうしてなんでしょうか。たとえば学生に月に八千円程度の手当が出せないのですか。また教官にしても、大学の教授、助教授、講師の四・四・四の比率は、どうしてそのくらいのことなきめられないのですか。年限が短い上に完成年度において一学科二・二・二で計画しているわけでしょう。これから問題としてそんな学生の授業料を免除するとか、月に八千円くらいの手当を出すと、期間が短いから十分の教育をするために先生が工夫して授業ができるようにというので、かりに、私は反対だが、三年にした場合でも、せめて教官の組織だけでも四・四・四で編成するという程度のことではどうしてできないのですか。すいぶんこの昭和三十六年度の会計年度のスタートにあつては恵まれた条件にあると思つて、これからは恵まれた条件にあると思つて、いまだかつてないほど恵まれた予算編成の条件にある。そういうことはどうしてできないのか。やろうとされない。私は過去のことは言わないです。過去の反省を求める上に立つて、これからのことを私はあなたに伺いたいです。それは政策の貧困じゃないですか。やれるはずですよ。直接結びつかないけれども、大臣の私には見解を伺いますが、たとえば衆議院で大論議をして、きょう本会議で上がったようですが、あの自衛官ですね、十二月現在、二万二千七百七十四人、今度は一萬三千五百三十四人、約一萬三千六百人の増員の予算を組んだじゃないですか。そうして本日衆議院でずいぶんもめたようですが、きょう本会議で上がったやつたですね。こういう政策を考へる場合、三年の臨時教員養成所を設けて教官——教授、助教授、助手を新制大学並みに四・四・四とかりに千歩、万歩を讀んでも、それは三・三・三くらいは出さないと、二で組んで、何が半分の二・二・二で設置基準を讀んでごらんない、失礼ながら。専任教官に過半数なければ

ならないということをやちゃんと大学設置基準には書いてある。三年制だけれども、実力において四年制にまさるとも劣らない実力を与えたいとあなたはおっしゃるでしょう。大臣、何回でも答弁されている。信念だろうと思ふ。だからその教育の雰囲気というものは、その変則な三年制であるけれども、雰囲気だけは大学の雰囲気になしたいというあなたはお気持があると思ふ。そうだったら、せめて、何でしょう、教官の組織、施設設備というものを持つていくというところは千八百億に、なんなんとする文部本省予算に比べると微々たるものですよ。私は政策の問題だと思ふ。財政的にあるいは物理的に不能とかいう種類のものじゃないと思ふのです。その点は伺つていられるので、いかがでしょう。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 今おっしゃる意味においては政策は貧困でなかったのですけれども、努力が貧困であつたろうと自省いたしております。二・二・二の教官組織でよろしいとはむろん思いません。思いませんが、ただ全然独立してこういうものを作り出すときよりも、現在ある大学に付置されることによつて二・二・二の不足を相当補えるであらうということもむろん期待しております。期待のみならず、事実そのことは可能であらうと思つて、現在の教官組織そのままで、臨時施設ではありまして、この養成所がそのまゝの姿で續いて十分だとはむろん考へておりません。努力不足は今後において補つていきたいと思つてあります。

○矢嶋三義君 予算編成のときに文部大臣の努力が十分だったと足りなかつたとか、そういう問題ではないと思つたのです。私は内閣の政策ですよ、政策のポイントをどこに置くかという問題ですよ。

そこで、まあそういう論はやめて、この付属大学で補へると言いますけれども、これはあとで触れて参ります。そんな補へる状況に今の大学はなっています。これはあとで数字をあげて伺つて参りたいと思つて、非常に大学の教官の労働過重になるだけならまだいいですが、その親大学の教育研究体制を乱し、その使命が十分果たされないという方面へ悪影響が及ぶというものが教員に出て参ります。大樹のものとてやつておればその養成所は親大学の援助で十分いだろうと考へたらこれは大きな間違いだろと思つて、これは当然問題になりますから指摘しておきます。

そこで大学課長さんに伺いますが、この養成所は専任教官は、過半数の専任教官でやりますか、二・二・二で。

○説明員(村山松雄君) 定員を計上いたしました分につきましては、大体養成所を付置する大学におきまして充足の計画が立つていられるようでございます。

○矢嶋三義君 その教員養成所の教官の過半数は専任教官で埋まりますか。私は講師、臨時講師の方が多いと思つて。

○説明員(村山松雄君) 定員を計上いたしました分はもちろ専任として埋めるわけでございます。残りの不足の分につきましては非常勤講師によつて教官組織を構成することになっています。

○矢嶋三義君 いや、私の尋ねている

大学設置基準では、過半数は専任教員でなければならぬとなっておりますね。だから臨時教員養成所の場合でもそういう構成ができるかどうかということを知っている。そういうふうにするのですね、過半数は専任教員でやるのですね。

○説明員(村山松雄君) 教員養成所の教育課程のうちの約半分を専任教官で担当し、残りを非常勤講師で担当することに予定しております。

○矢嶋三義君　それだけ確認しておきますが、では、大学設置基準の過半数は専任教員でなければならぬという条章は臨時教員養成所に適用する、こういうことですね。

が。

○説明員 村山松雄君 大字設置基準は教員養成所には適用がございません。

○矢嶋三藏君 私の言っているのは……、これは大臣、あの課長だめだな。

○政府委員（内藤普三郎君）適用ない
のです。

○矢嶋三義君 いや、適用ないのだから、教官は過半数は専任教官にすると、あの条章の精神、これは適用するんですねと、こう聞いているわけですね。

○説明員（村山松雄君） 基準の精神は極力養成所に適用して参りたいと思います。

○矢嶋三義君 適用するんですね。大臣、確認しておきます。よろしゅうございますね。これに対して御答弁願いたい、速記録に残るよう。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 大学設置基準の精神は適用して参りたいと思ひ

○矢嶋三義君　そこでこの表に返ります。文部大臣はさっき経済企画庁の大臣政府委員の答弁を聞いていたのですが、文部省に聞けと言うわけですね。これを先ほどから内藤局長の御説明を承っておったようですが、この七十七万充足、四十万充足、この計画は計画の立て方そのものが違いますね。これからやっていくので、来年度から逐次予算化していくのですが、いずれの方法を、あるいはそれに近い方式をとっていかなければいけないのか、現時点におけるあなたのお考えを承りましよう。これは立て方が違いますよ。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 大学卒業
程度の技術者養成の計画は、それはそ

れなりに、おおよそその線に沿って、先刻申し上げたような努力を加えながら実施したいと思っています。中級技能者の養成もまた差し上げております資料の線に沿ってやりたいと思っています。その両方が立て方が違うという御指摘

は、まさしくそういう格好になって現
われておることを承知いたしております

す。しかし、その違いは、結局、中級技能者の養成に対する教官の構成が可成で一方はあるという見通しが一応ございいます。大学の方は、特に教官の組織において相当具体性ある計画が立て

かねる。だから、これは立案しました。当時に一応想定できる教官組織を前提において考えた場合には、こんなふう

な形にならざるを得ない。そういうことのために御指摘のように相違が出てきておると私は考えておりますが、やむを得ざることだと考えております。

○矢嶋三義君　これは討論になりますから指摘だけしておきますが、私は大

いうのは、高級技術者の場合は最終年度四十五年にいつてなおかつ四百十九人不足なんです。これは減耗というのは全然考えていない計画なんです。大体減耗は一割から一割五分です。場合によれば二割ぐらい減耗することがありますが、入学と卒業ではまあ減耗をゼロにして、これです。中級技術者の場合はもう四十一年にして一万五人余るのですから、四十五年の最終年度においては四万三千七百七十三人過剰供給されることになっているのだから、それは今、大臣の答弁で納得させ得る計画表じゃないと思う。これは私指摘しておきたいと思う。

そこで、内藤局長に今度は伺います

が、このあなたの計画を見ますと、四十五年において工業高等学校の人が逐次出てくるでしょう。だから工業高等学校の卒業生によつて充足されますから、その他の方で充足されていた人ですね、これが十五万五千八百九人、職

場から追われることになるね、なりま
すよ。四十一年に一萬五人、四十二年

に三万四千六十六人と逐次供給剰余になつてきますから。その間、いつもあなた方の持論のように何かで埋めていくわけでしょう。埋めない場合はブラックになつていきますけれども、實際生

産をやつていくためには埋めるわけでしょう。そうなりますと、四十五年度までに十五万五千八百九人という人が

工業高等学校出た人で充足されると浮いちやうわけですね。そうして四十六年になると、このカーブからいくと約四万六千また剰余になってきますから

ね。その点はどういうふうに考えているのですか。

技術庁のこの案によつています。年次別
の推計でございますが、これは文部省
調査によるわけです。文部省の調査局
で職場における学歴構成の調査をし
て、四十四万、この四十四万の数は
参つたときに、この数で総数をとりま
すと、四十四万、この四十四万の数は
経済企画庁が所得倍増計画で中級技術
者がどのくらい要るかという数字、こ
れがやはり四十万で総数がびたつと
合つておるわけです。そこで、この文
部省の調査は、一応年度別に分けてみ
ますと、大体四万四千程度に埋めてい
けばいいんだというような年次別の割
当をしておるわけです。私もとしまして
はこの年次別の割当は、多少所得倍増
の計画からくれば無理ではなからうか
という実は気がしておるわけです。こ

の年次別割当に非常な科学的根拠があ

ると実は思われませんので、四十
万をどういう形で埋めたいかとい
うので、いろいろ検討いたしました
ころ、先ほど矢嶋委員御指摘のよ
うに、最終年度で八万五千、ちょ
うど高等学校の急増がございます
ので、三十

七年、八年の辺に特に重点を置いて年度割を考えたわけでございます。この

年度割のきめ方は、主として高校急増というものも考慮しながら、一万五千あるいは二万というふうに分けて分

けた結果が四十二万になっているんです。そこで今現に何らかの形で埋め合わせる、しかし、その埋め合わせたの

は、大学の場合でも高校の場合でも、
本来の工業高校を出た方にかえた方が
いいにきまっている。そこで必要がな
くなって、理工科系のほんとうの技術

者でこれが充足可能になりますれば、
逐次それは職場の中で配置転換が行な

私どもの見通しでは、八万五千という最終年度の人員が過剰になるという考えは持っていない。むしろ四十四万全体が、十年間に四十四万不足するという総数を押えていきますと、高等学校の場合にはこの方の方がむしろ要当ではなかるうか、しかし、これも昭和四十二、三年ごろになって、さらにもう一度検討してみたいと思う。なるほど矢嶋委員お話のように余るといふような事態になっては、これは大へんなことでございますので、今の私どもの考えでは八万五千を目標にして、余らないという見当をつけておりますが、余るような事態になりますれば、四十二、三年以後において検討してみたいと思うのであります。

○矢嶋三義君　その点はあるたの答弁

の一部分は了承しますが、一部僕はこの計画、懸念ないわけではないんです。しかし目標数字を現年度に近づけている計画の仕方は、高級技術者の計画の仕方よりも中級技術者の計画の仕方が現実に対応するベターなものだと

僕は判断しているんです。ただ最終的に十ヶ年計画として、この数字で猪突

猛進していいかどうかという点については、僕は疑問が残っているということを申し上げておきます。十分検討し

ていただきたい。

そこで、これに伴って一万人の増員に対して工業教員の新規需要は、千三

十人として書かれていますね。これは何ですか、乙号基準でいっているのか、甲号基準でいっているのか、どういう基準で入学者一万人増に対して千

三十人の教員が必要とはじているのですか。

○政府委員(内藤三郎君) これは近く出したいと思つて、今文部省がせっかく努力しておりますところの高校の定数基準の案によつて算出したものでございます。

○矢嶋三義君 これは閣議決定してないから、答えなければ、それで差しつかえないんですが、可能な範囲で答えていただきたいのですが、今度提出を予想される、すなわち一万人の増員に対して、千三十人の工業教員が必要だといふ、この算定基礎となるいわゆる提出法案なるものは、甲号基準と乙号基準からいへば、どういう程度の位置づけになるものとお考えになつておられるのですか。

○政府委員(内藤三郎君) 大ざっぱに申しますれば、甲号基準と乙号基準の中間になるかと思つております。特に工業学校につきましては、農水も同じでございますが、一学級を四十人として計算しておりますので、この面につきましては甲号基準の線に近い、その他できるだけ産業教育につきましては甲号基準に近づけるように努力しております。

○矢嶋三義君 文部大臣に伺います、今の内藤局長のお答えの線のものならば、これは現在の全高等学校教育、特に本日議題になつてゐる産業教育関係の合計はきつめて大きいと思うのです。早急に文部大臣の政治力と責任において、いかなる内容のものか、その法案がわれわれの審議の対象になるように国会に提出されるべきものだと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 毎度お答え申し上げておりますように、極力この国会に御提案申し上げて御審議をお願いしたいと思つております。

○矢嶋三義君 次に、この供給見込みの表ですが、四十三年で四百の剰余となつて、そして最終的にこの計画でも四千三百五十人の不足となつています。これで内藤局長、この工業教員の供給計画として十分なんではないでしょうか。

○政府委員(内藤三郎君) このたびの臨時工業教員の養成所によつて、八百八十人ずつふやして参りますが、御指摘のように、総数において十年間に四千三百人が不足するということになるわけでございます。で、この間におきまして免許法の改正も考慮いたしております、また現在、中学校、高等学校で工業教員の免許状を持つておる先生で、工業以外の教科を担当してゐる者で三千名程度は可能であろうと思つておりますので、そういういわば遊休施設を活用することによりまして、これは充足できるものと考えておるのでございます。

○矢嶋三義君 工業高等学校の免許状を持つて、現在工業教員として働いていない人が三千人程度ある。これは本人の希望ならば、免許状を持つていればそのまま転出できるというわけですか。

○政府委員(内藤三郎君) 現在お持ちの一万人でございます。で、まあ三千人くらいは、この中で転用可能ではなからうかと考えておるわけでございます。

○矢嶋三義君 そうなると、一万八千人という数字があれば、工業高校の増加予定数を、きつき私が指摘しましたように、四十一年から一万八千人

になつていくこの計画とこれとおおせ考へるときに、一年に八百八十人の臨時教員という変則的の應急措置をとらなくても大丈夫じゃないですか。私はそういう数字が出てくると思つております。

○政府委員(内藤三郎君) 現実問題としてそう強制してやるというわけにも参らぬし、本人の希望等もございませうので、せいぜい三千名程度なら可能ではなからうか、こうこちらでは期待しておるわけでございます。ですから、それだけでもちろん十分でございませうので、免許法の改正を行なつて、民間におきまして、実はたまたま民間に入りましてけれども、どうも民間になじまない、教育界に戻りたいという人も相当数ございしますので、こういう点をあわせまして、何とかこの不足数は充足したいと考へておるわけでございます。

○矢嶋三義君 文部大臣に伺います、一万八千人で三千人程度、高等学校だけで転用できると見ておられるというわけですね。それから午前中の質疑にありましたように、理科とか数学等、そういう先生方は初任級調整手当をやる必要はない、それほど採用困難ではないというわけですね。そういうこととあわせ考へるときに、少し給与の面で考慮すれば、免許状を持つてゐる人を早急に転用して、あるいは夏休みとか、あるいは普通の休日でもよろしいでしょう、ものの二、三週間研修の期間を与えて——免許状を持つてゐるのですから、ちよつと研修の期間を与えれば足りるんですよ。その人で充足して、それでそれらのあとがまは、新たに大学を卒業した人でも充足をする

方法が立つわけだから、こういう変則的な應急的な方法で充足せなくても、そちらの方法でとりあへず対策を講じて、そしてこの臨時教員養成所なるものは、今の学制とか、免許法に合致するような形で、一年程度のものをあせらずに教員養成計画を立てるのが可能であるし、要当だ、かように思うのですが、文部大臣はどういうふうにお考えですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 先ほど政府委員からも御説明申し上げましたように、現実問題としては、なかなかお説のようなことは困難であらうといふ見込みのもとに、計画的に教官を養成し補充していくということが、まじめな態度であらう、こんな考へで御提案申し上げておる次第であります。

○矢嶋三義君 その安直な方法を選んでいる点、私は不満です。免許状を持つておつて、まだ工業教員になつていないという人でも、内地留学の予算でもちよつと組んで何すれば、工業教員になる人が出てきますよ。そうしてものの二、三週間程度再教育の期間を与えれば、本人もみががかるし、希望してきますよ。そういう方法こそ私はとらるべきだと思つておるわけですが、その一万と三千という数字を具体的に持つておられるのでも、そういう点を顧慮せず、この三年という教員養成制度あるいは免許法の原則を破つてまで、一年を争つてこういう制度をこしらへるといふのは納得できないですね。盛んに、衆議院の速記録を見ると、ベビー・ブームに間に合はぬ、間に合はぬ、こつ言われておるでしやう。ベビー・ブームのトップは今の中学校の三年生ですね、二年生。これを

しても間に合はぬ。それこそ今免許状持つて中学校、高等学校におられる——これはもうおだやかな言葉じゃないと思つておつても、内藤局長は遊休施設だと言つていました。そういう方々の転出の方策を講ずるのがむしろ僕は緊急なことだと思つて。それで充足をしておいて、そして何と三年争うことではない。ことしから始めるならば、四年で始めていたらいじやないですか。こういう考へ方が私は当然出るべきだと思つておるわけですね。三年といふのはベビー・ブームに合はぬといふことを、盛んに文部大臣、言われてゐるのです。どうもそこところ、説得力がない答弁だと思つておるのですが、文部大臣、いかがですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 先刻も政府委員からお答えした通りでございますが、かりに三千人の中学校教員で免許状を持つてゐる人の再教育をして転出をもくろむといひましたけれども、一挙にこれができるとも、現実問題としては期待できない。十年間を通じて三割程度ならば、あるいは転用できるであらうという推計に基づくわけでございます。当面のベビー・ブームに対処する意味におきまして、中級技術者の養成が緊要な課題となつておることからいたしまして、やはり具体性を持たせて、できるだけ裏づけのある養成確保の方法を講じた方がよろしい、かように思つておるわけでございます。

○政府委員(内藤三郎君) この需給数をこらんだままでも、三十七年度が千九十八名の不足になつておりますし、三十八年は千七百六十八名、それから、三十六年は五百八十三、三千名以上がすでに不足しております。

で、この工業教員養成所を出た者が初めて学校に参りますのは三十九年でございませうが、この三十六、七、八の三年間は何かほかの方法で補わなければならぬ。これを今申しました三千名が、これは転用のマキシムでございまして、府県の教育委員会に当たって、ほかの者はいろいろな条件で転用ができないという事で、ここに充てたいというのが私どもの考え方でございます。そのすきにいきますと、もう給源がないわけですね。三十九年から臨時教員養成所の卒業生に期待せざるを得ない、こういう状況でございませうので、この法案が私どもは必要であると考えておるわけでございませう。

○矢嶋三義君 次の質問に入る前に、先日の続きを伺いますが、私立大学の十一校のうち、六校、火曜日まで調査済みと言いましたが、その後何校調査されましたか、伺います。

○説明員(村山松雄君) 昨日、二大学から説明を聴取いたしました。

○矢嶋三義君 二大学、これは早急に押し進めることを要望いたしておきます。そういうことと相俟って、僕は解決する方法があると思つてゐるんですが、そこでこの内容的なものを伺います。文部大臣、この養成所は学校教育法にはもちろん基づかないんですね。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) さようでございます。

○矢嶋三義君 学校教育法に基づかないところで学校の教師を養成していいんではないかね。学校教育法なるものは憲法に基づく教育基本法、それを学校教育法に具体化した法律が学校教育法ですよ。それに基づかないところで学校の教師を養成するというのは筋が

通るでしょうか、いかがでしょうか。○国務大臣(荒木萬壽夫君) 学校教育法は、御指摘のように、本則はお話のごとくでございませうが、特殊の場合に学校教育法それ自体も、法律に基づく教育機関があることは予想しておると私承知しております、まともに学校教育法に違反するといふふうなことはなからうと思ひます。

○矢嶋三義君 じゃ、この臨時教員養成所というのは、並列すべきものはどういふものがわが国にありますか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) ちょっと即答できませんので、政府委員からお答えいたします。

○政府委員(内藤三郎君) 防衛大学もございませうし、警察大学もございませう。○矢嶋三義君 消防大学とか、警察大学とか、防衛大学とか、そのクラスでさかぬ。これは各種学校でもなければ、学校教育法的一条にも基づくものでない。教育者をそんなところで養成していいでしょうか。かつてあった臨時教育成所というものは、あれは専門学校令に基づいたものですからね。そして、あの当時は、三年制の専門学校卒業生で単位を取った者には、中等教員の免許状を与えておつたのです。

ね。だから三年制の臨時教育成所は、学制にも抵触しない、免許法にも抵触しない存在があり得たわけです。私も九州帝大付属の臨時教員養成所の卒業生ですが、ところが、現在は教員は四年制の大学で養成するという大原則があるわけでしょう。小学校、中学校の先生まで、全部四年制なんです。大学卒業生に、それによって免許されている。教師の場合には免許とい

うものが非常に大事なわけなんです。昔の臨時教員養成所の当時は、高等師範は四年でしたが、臨時教員養成所は三年で、専門学校を三年卒業すれば免許状が与えられておつたのです。それから、小学校の義務制の学校は、高等小学から五年、中学を出て二年にいった場合、一年ないし二年と、こうなつておつたわけですからね。だから、その当時はもうこれは比較にならぬわけですね、法制上。だから、昔、臨時教員養成所があつたから、それに応じてこれをやるというの、これは非常な間違いだと思ひます。そして僕は、その臨時教員養成所に入つたのは昭和五年です。昭和六年に満州事変が起こつたわけですね。あのころわが国の経済は非常に不況だ。だから、僕が九大に入つたときに、定員は二十五、卒業するときは二十二でし

たからね、僕は別として。そういう不況状況だ。それから月に二十五円という賃与額があつた、二十五円。授業料は取らない。下宿は十五円なんです。ね。だから入つてきてゐる連中というのは、皆、中学時代の成績というものは、トップ・クラスですよ。そして卒業した諸君は大学に入つて、今五人は大学の教授をやつてゐる。ところが今度の養成所は、これは何じやないですか、今の経済界の状況から言つて、賃与金もない、授業料の減免もない、そして経済界がよくて、その就職状況がいいとなれば、確保できますか、これで、質的にも私はいい人が集まらないし、それから確保できないと思ひます。ね。これは授業料を免除するとか、月に八千円なり、一万円の賃与金を出すとか、こういうものがついておれば、

これはある程度考えられてくるでしょう。で、さらにこれは、ともかく小中学校の先生がレベルが低くていいというのじゃないのだけれども、小中学校は、今とにかく四年制の大学で教育するといふことにきまつてゐるのですから、だから、最初の四年制にして若干義務づけにしてもいいでしょう。そういう対象を考へるならば、この教員養成課程というものが考えられると思ひます。どの角度から見てもこれほどの悪法はないと思ひます。一体立案者はどういふ見解をもつておられるのか、伺います。

○政府委員(内藤三郎君) 現在四年制が原則でございませうけれども、現在の小学校の教員については、二年の課程でも免許状を出してゐるわけでございます。戦前におきましては、師範学校令というものがございまして、これは専門学校令によらないで、その後、師範学校、専門学校と同じようになりまして、師範教育令で措置しておつたわけでございます。ですから、戦前におきましてはそういう例があつたし、また、臨時教員養成所は、これは専門学校令でなく、たしか臨時教員養成所令によつたものと私は心得ておりますが、そういう別個な体系で来ておりますので、四年制でなければならぬという理由もないのではなからうか。今日御指摘のように、四年制の工業教員の養成課程がございませうけれども、百三十人の中でわずかに一人といふような実情でございませうので、どうしても短期に養成してほしいという強い要望がございませうので、この三年

間、四年制に劣らないような実力をつけたいい教員を出したいというのが、この法案の提案理由でございませう。

○矢嶋三義君 あなた方はそう言われても、大学当局は、たとえば、東京工業大学の学長から、修学年限は免許法の体系をこわさないために、戦後の教員養成制度を維持するために四年にしてほしいとか、それから学生に対しては賃与金八千円程度は出してほしいとか、教官の組織は、二・二・二では現在でさえ大学は十分子供の研究と教育のお相手ができない状況だから、新制大学の四・四・四にしてほしいとかいふような要望が現に出てゐるわけですね。こういう声にどうして耳を傾けないのか。こういう日本の教育制度、教員養成制度、それに抵触するような法律案を出すにあつて、どういふわけで中央教育審議会に正式に諮問しないのですか。何のために中央教育審議会というものがあつたのか。その上、当該大学の教授会あたりの意向をどういふわけで十分聞かないのですか。工業大学の学長から正式にそういう意見表示があつたのに對して、どういふわけで耳を傾けないで、こういう法案を出して参るのか。国会でまだ公聴会もない。参考人の意見の聴取もしてない。これからまたやられるのだからと思ひますけれども、国民に対して行政府も立法府もそういうことでよろしいのですか。立法府において公聴会をするとか、参考人の意見を聴取するとかいへば、これはわれわれお互い問題だからあとに残すとして、行政府として一体そういうことでよろしいのか。文部大臣一体どう考えておられるのか、私は責任を追及します。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 御指摘の通り、本来の教員養成の組織制度に基づいて養成することが望ましいことは、これはもう当然のことでありまして、ただ、現実問題といたしまして、毎度申し上げますように、矢嶋さんもよく御承知のように、教官そのものの確保がまことに困難であります。困難であるから、じんぜん実情の成り行きにまかせることとは、私は行政府として許されなかつたのであります。その意味において、応急的な改善の策であることはこれはやむを得ないことでありまして、強式論的にいえば、欠陥ありという御指摘もあり得ようかと思ひますが、しかし、それは極力実際問題として欠陥を補う努力をする。先刻も申し上げましたように、入学者それ自体の努力にも期待し、養成する側の教授陣の努力にも期待し、さらにはまたその足らざるところありせば、現職教育によつても補なう手段があろう、当面、教育がないがゆえのギャップを極力埋めることこそが、今考えねばならないことと存じまして、御審議をわづらわしておるような次第でございませう。

○矢嶋三義君 その埋めなければならぬということはわかります。私も同感です。いかにして埋めるかというところが方法なんです、それが問題なんです。その方法が問題なんです。あると思うのです、他の方法が。それじゃこれでやるにしても、どういうわけか、こういう重要な問題を中央教育審議会に諮問しないのでしょうか。中央教育審議会というものは、重要な教育文化政策について文部大臣の諮問に答えることになつてゐるのです。この養成所

は学校教育法に基づかないものなんです。そこで教員を養成しようというのです。免許法に抵触してくるのです。教員は四年制の大学で養成するといふのが国の教員養成の今までの原則に背反することになるのです。いわば学制の改革にも匹敵すべきものであります。これほどの法案を、行政府は提出にあつたかどうかというわけで文部大臣は中央教育審議会に諮問しないのです。あるいはそれに代つて関係する学長を全部招致して十分意見を聞かれたのです。現に、東京工業大学の学長が、さつき申し上げたような意思表示を書面によつてされたといふことを直接私は聞いてゐるのです。いかようにそれは処理されたのですか、お答えいただけます。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 中教審からは、以前に教員養成の問題について答申が出ておるものであります。その答申の趣旨も、特別に教員養成の体系を考えねばならないといふことであつたと思ひますが、その趣旨には大よそ沿つておると思ひます。もちろん年限が短かつたり、現在の制度に比べて形が違つておつたりすることは、これは当面やむを得ざることで、当面の必要に応じて臨時的措置として、納得のできる範囲内の事柄だと存ずるのでございませう。なお、中教審には正式に諮問という形で御相談はしてございませうけれども、実際問題としておは、中教審に御連絡を申して了承を得ておるわけでありませう。東京工大からの申し入れ等のお話は私も直接存じませんが、要すれば、事務局からお答え申し上げます。

○説明員(村山松雄君) 養成所設置につきましては、これを設置を要請いたしました九大学の関係の方々にお集まり願ひまして、予算の要求の内容その他を御相談申し上げまして、それに対していろいろ御要望がございまして、おまな御意見は、やはり教官の定員ができれば、学科目制の学科と同じ程度に計上してはいいかと、それから施設建物の関係も、全然余裕がないのだから、必要なものは全部計上してはいいかと、それから設備費につきましても、現在すでに十分でないから、養成所の必要なものは極力必要な額を全額計上してはいい。それから、学生が優秀な者が集まるように、でき得れば給費を相当額支給してはいい、いろいろ御要望がございまして、それらの御要望を体しまして予算の折衝もいたしたわけがございませうが、結果におきましては、必ずしも大学の御要望通りになつてゐない点もございませう。しかし、予算決定後、そのような事情で現在ある形で計画せざるを得ない情勢になつたといふことを、さらに関係大学に御説明申し上げまして、大学側の御了承を得て進めておるわけがございませう。

○矢嶋三義君 大学の御了承を得たといふのは、だれの了承を得たのですか。各大学は迷惑がついてゐます。ことに教員定員の二・二・二、初年度はこれは一・一・一でいくはずですね。そういうことでは労働過重になる。そののみならず、その大学の教育と研究に支障を来たすといふので非常に批判的です。近ごろ文部省の内部に、きくものだから、大学の学長は個人的に、いやいやながらあなたの方の御威光にひれ伏してゐる学長が、一部にあるのです。しかも十分教授会の意向といふものを聞いてない。いやしくも大学にこういうものを付設する以上は、その大学の教授の皆さんの研究、教育の影響を及ぼすのだから、当然その教授会に十分諮つてやられるべきを、非常に隠密にやられてゐる。こういう手続上も私は遺憾な点があると思ひます。いかがですか。

○説明員(村山松雄君) 教員養成所の設置は、これは予算を内容とするものでございませうので、予算が決定いたしましたまでは、不確定の要素が多い関係もありまして、大学におかれましては、それをはつきり教授会等に付議してきめるといふことは参らなかつたかと思ひます。予算が決定いたしましたから、あらためてこういうことでお願いしたいといふことを、関係大学と御相談いたしました。現在各大学から設置の計画書を出していただいております。これによりまして大学側の御了承を得まして、計画を進めておると了承いたしております。

○矢嶋三義君 大学の了承を得てゐるのか得てゐないのか、これは私、聞いてみる必要があると思ひます。どうも文部省の所管課長が言われるのを、そのまま信じられない若干の根拠を持つております。

それから先ほど大臣は、中央教育審議会の方針に沿つてゐるという意味のことを答弁されましたが、今までの中央教育審議会の答申、見解からいって、こういう横紙破りのような教員養成制度をよろしいと考えてゐるとは私には思はれないのです。もしそうだとするならば、中教審の従来の見解とかなり違つてゐるわけが、

中教審の責任を追及したい気持ちも起つてくるわけなんです。で、先ほどから、親大学はやっぱりだから、その援助があるから十分やられる、それがあつたの、三年制だが実際は四年制にまさるとも劣らない技術者を養成し得るといふ答弁となつて現われてゐるわけですが、はたしてその援助を受け得るのか受け得ないのかという点は、幾ら単位を習得させるか、それから教授科目をいかにように設定するかといふことで、明白になつてくると思ひます。それから、教員として適格かどうかという問題が判断されてくると思ひます。昭和初年に臨時教員養成制度があつた時代とは、すべての条件が違つてきておりますから。最近急速な科学の進歩がもたらされたところと、一般教養といふものが非常に大事になつてゐるといふような条件があります。実は私は九州帝大附設の三年制の臨時教員養成所出身で、理学博士桑木成雄先生が主事でありましたが、先生の方針で、数学だけは高師よりよいに教授されました。そうしてあの方の方針で、英語とフランス語とドイツ語をやらされました。教育学といふものは、ごく少時間やつただけで、あとの一般教養といふものはほとんどやらなかつた。非常にへんばといふか、極端な教育をやつたわけですよ。つまり数学と英語とフランス語とドイツ語と教育学をやつただけのようなものです。そのほか体操を何時間かやつたですかね、三年間に。それでもあの時代なら、高等工業の電気機械科等を卒業しても、数学の免許状をもらへたのですから。彼らは教育学なんか全然やらな

かつたわけです。その数学教育の内容は、それははるかに問題にならない。そういう人たちに、中等教員の免許状を授与しておたのですからね。だからあの時代に、ああいう臨時教員養成制度というものはあり得たと思えます。しかし科学が進歩した現代、そうして社会の要求というものが、高度に複雑になってきた現代に即応する人材養成の教育をやるにあたって、技術のみならず、一般教養というものが重視されるという時期になって——まあこの次お伺いしますがね、どういう教科目を選んでいくのか、単位数をどうしているのかという点で、問題も出てくると思います。

それで、私は何も物好きでこういうことを伺っているわけではなくて、わが党の決定方針に基づいて、私も腹が減ってるんだけれども、お伺いしているわけですが、しかし、委員長に申し上げるわけですが、いつこの法案を上げるかという話が若干進んだせいかもしれません。若干私に断わって退席された人もありますけれどもね、こういうような委員会の状況で、この重要法律案を審議することについては、私は深甚な遺憾の意を表します。今まで一体この法案の内容にわたって、何時間委員会審議をしたかということですね。大体科学技術者の養成計画について、池田内閣の文部大臣と科学技術庁長官の意見が食い違つて、本日までまだその回答がでていない。幾ら高級技術者を養成すればよいのかというともわからなない。立法府に対して十分の説明ができない従つて中級技術者の養成計画も明確とならない。工業高等学校の生徒を

何名募集していったらよろしいのかということもわからない。従つて、一体こういう変則的な養成所で、教員を何名養成すればよろしいのか、その数字はじけな。そのためにこれらに関する質問を若干したけれども、いまだに答えが出ていないのであります。この法案の本格的な審議というものは、きょう二時間足らずやっただけであります。党の方針に基づいての質疑はしなければなりません。もうこういう雰囲気では、私は審議すべきではないと思ひます。立法府の権威からいって、従つて、私は質疑はきょうのところでやめさせていただきます。まだ質疑の問題点が相当に残つていてということだけは、はっきりと意思表示しておきます。それとも、ここで、委員を充足してやるならば、私は九時でも、十時までもやらせていただきます。で、資料要求いたしますが……

○委員長(平林剛君) ちょっと速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(平林剛君) 速記を始めて。

○矢嶋三義君 速記をとめる前に要請いたしました資料の要求をいたします。先ほどロイアリティの資料要求を一ついたしておきましたが、次の要求資料は、この臨時教員養成所の習得単位は何単位か、一般教育科目、専門科目に分けて、しかもそれは教科に関するもの、教職に関するもの、そしてそれが大学との比較においてどうか。それが明確にわかるようにしていただきたい。もし大学との修得単位が違ふならば、どの学科目によって単位が幾ら違うというのをはっきりわかるように、たとえば大学の英語は何単位であ

るが臨時教員養成所のは何単位と、そういう点が明確にわかるように、この教科関係の資料、それから次の資料は、この臨時教員養成所の設置に基づいて必要な人件費、それから校費ですね、物件費、その総額はどれくらいものか。それから、内訳はいかなるものであるかという概要がわかるものを資料としてプリントして次の委員会までに出していただきたい。よろしゅうございしますか。

○政府委員(内藤三郎君) 承知いたしました。
○矢嶋三義君 時間が延びましたが、お約束ですから、労働省の方に、四、五分間伺つておきたいと思ひます。文部省で高級、中級技術者の養成計画を立てているのですが、それで充足できないという面が出てくるのですがね。で、お宅のこの職業訓練所等において技能技術者の養成というものを所得倍増計画との関係でお考えに、あるいは計画されている面があるのかないのか、その点を伺つておきたい。

○説明員(有馬元治君) 倍増計画を策定するに当たりましては、御承知のように、経済審議会が中心になりまして、その中に教育と訓練の小委員会がございまして、私も労働省も企画庁も、それから文部省も、関係官庁が集まりまして、この長期計画の策定——数字的な裏づけを持った長期計画を策定いたしましたわけでございます。それに基きまして、私も生産現場の技能者の養成をするというのが職業訓練の使命でございますので、私もとしましては、その使命の達成上必要な十カ年にわたる長期計画を作つて、それによつて職業訓練行政を推進していき

つつあるわけでございます。
○矢嶋三義君 お宅のその計画は中級技術者——工業高等学校卒業程度の技術者養成と関連づけて考えておられますか、おられませんか。
○説明員(有馬元治君) これは文部省とも御相談いたしました。これは文部省の方は現場の労働者の中における技能者を養成をする。学校教育の方におきましては技術者系統の人材を養成する、こういう大きな何といたしますか、土俵を分けて、私の方としましては現在の規模で十年間を推移するならば約八十五万人程度しか産業界に人材を供給でき、ないのでございしますが、これを十カ年の経済成長に見合つて必要最小限度の技能労働を産業界に送り込むという観点から、約七十万、正確には六十九万九千人の規模の増大をいたしまして、十年間に百五十五万人の技能労働者を産業界に送り込む、こういう計画を作っております。これが学校教育と対比いたしますならば、工業高等学校における四十四万人の規模増というのに見合う数字でございします。

○矢嶋三義君 結局、何んですか、お宅の数字と文部省の養成計画の数字とは、所得倍増という政策推進においては関係があるけれども、人材の供給という意味においては関係のない数字だと、こういうことですね。
○説明員(有馬元治君) これは文部省の養成計画と私の方の養成計画とは全く有機的といえますか、関連を持つて考えられた数字でございします。

○矢嶋三義君 その政策遂行上、有機的に関連を持った数字であるけれども、中級技術者の文部省の四十四万という数字とは関係のない数字になるわけですね。
○説明員(有馬元治君) その数字とは別個に約六十九万九千人という規模の増大を考へて十カ年に百五十五万人を産業界に供給すると、こういう数字でございします。

○矢嶋三義君 それでこの次まで資料を一つ出して下さい。それは三十六年から四十五年に至る十年間のあなたのところの技能労働者の養成充足計画の青写真ですね、それは大ざっぱなものでもいいですから、そう綿密なめんどうなものでもなくてもよろしいから、それを資料として出して下さい。
○説明員(有馬元治君) お出しいたします。

○委員長(平林剛君) 本案に関する質疑は本日のところの程度とし、これにて散会いたします。
午後五時三十七分散会

昭和三十六年五月七日印刷

昭和三十六年五月八日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局